

相模原市地域防災計画（修正案） 新旧対照表

※令和7年4月1日付けの組織改編に伴い組織名のみを変更した箇所については、新旧対照表への記載を省略しております。

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第1款 総則） 新旧対照表

第2章 自助・共助・公助の基本及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
予-8	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>（7）関東財務局（横浜財務事務所）</p> <p>ア 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付け等</p>	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>（7）関東財務局（横浜財務事務所）</p> <p>ア 災害発生時（<u>災害が発生する蓋然性が高い場合も含む。</u>）における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付け等</p>
予-10	<p>4 指定公共機関</p> <p>（12）日本赤十字社（神奈川県支部）</p> <p>ア 保健医療救護</p> <p>カ その他応急対策に必要な業務</p>	<p>4 指定公共機関</p> <p>（12）日本赤十字社（神奈川県支部）</p> <p>ア <u>医療救護</u></p> <p>カ その他応急<u>対応</u>に必要な業務</p>

第3章 市の概要

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
予-15	<p>第1節 自然的条件</p> <p>3 気 候</p> <p>市内の気候は、寒暖の差があまり大きくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥する。令和4年の気候（消防局管内設置観測所の観測値）は、最高気温38.2℃（津久井消防署）、最低気温-5.5℃（津久井消防署）で、年平均気温は16.3℃（消防指令センター）及び14.7℃（津久井消防署）であった。また、年間降水量は1,637.5mm（消防指令センター）及び1,404.0mm（津久井消防署）であった。</p> <p>消防指令センター（中央区中央）では令和元年10月12日に361.5mm、また鳥屋出張所では同日に713.0mmを観測している。また、平成26年2月14日から15日までの降雪では、消防指令センターで56cm、緑区の中山間地の一部で100cmを超える積雪を観測している。</p>	<p>第1節 自然的条件</p> <p>3 気 候</p> <p>市内の気候は、寒暖の差があまり大きくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥する。令和5年の気候（消防局管内設置観測所の観測値）は、最高気温<u>39.2℃（消防指令センター、津久井消防署）</u>、最低気温<u>-6.3℃（津久井消防署）</u>で、年平均気温は<u>17.4℃（消防指令センター）</u>及び<u>17.6℃（津久井消防署）</u>であった。また、年間降水量は<u>1,455.5mm（消防指令センター）</u>及び<u>1,288.5mm（津久井消防署）</u>であった。</p> <p>消防指令センター（中央区中央）では令和元年10月12日に361.5mm、また鳥屋出張所では同日に713.0mmを観測している。また、平成26年2月14日から15日までの降雪では、消防指令センターで56cm、緑区の中山間地の一部で100cmを超える積雪を観測している。</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第1款 総則） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
予-16	<p>第2節 社会的条件</p> <p>1 人 口</p> <p>本市の人口は、昭和29年11月の市制施行当時は約8万人であったが、昭和42年に人口20万人、昭和46年に30万人、昭和52年に40万人、昭和62年に50万人、平成12年に60万人に達し、その後、津久井地域との合併を経て、平成19年に70万人を超えた。</p> <p>令和2年国勢調査を基礎とした令和5年1月1日現在の推計人口は、726,031人、342,022世帯となっている。年齢別では、年少人口（15歳未満）が11.2%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が62.1%、高齢人口（65歳以上）が26.7%となっている。</p> <p>また、住民基本台帳に記載されている外国人住民は17,429人であり、市域人口の2.4%を占める。</p> <p>令和2年国勢調査における市内の昼夜間人口比は88.9%で、昼間人口は夜間人口よりも1割以上少ない。</p>	<p>第2節 社会的条件</p> <p>1 人 口</p> <p>本市の人口は、昭和29年11月の市制施行当時は約8万人であったが、昭和42年に人口20万人、昭和46年に30万人、昭和52年に40万人、昭和62年に50万人、平成12年に60万人に達し、その後、津久井地域との合併を経て、平成19年に70万人を超えた。</p> <p>令和2年国勢調査を基礎とした令和<u>6</u>年1月1日現在の推計人口は、<u>724,774</u>人、<u>345,319</u>世帯となっている。年齢別では、年少人口（15歳未満）が<u>11.0</u>%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が62.1%、高齢人口（65歳以上）が<u>26.9</u>%となっている。</p> <p>また、住民基本台帳に記載されている外国人住民は<u>18,708</u>人であり、市域人口の<u>2.6</u>%を占める。</p> <p>令和2年国勢調査における市内の昼夜間人口比は88.9%で、昼間人口は夜間人口よりも1割以上少ない。</p>
予-16	<p>2 交 通</p> <p>(1) 道 路</p> <p>一般国道は、横浜市の桜木町を起終点とする国道16号と、東京都中央区を起点とし塩尻市を終点とする国道20号、平塚を起点とし緑区橋本を終点とする国道129号、平塚市を起点とし緑区吉野を終点とする国道412号及び富士吉田を起点とし緑区西橋本を終点とする国道413号の5路線である。</p> <p>令和5年3月31日現在、主要地方道及び一般県道は31路線で総延長約190km、市道は10,835路線で総延長約2,192kmである。</p> <p>高速道路は、中央自動車道（中央道）と首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が通過している。中央道の市内延長は約9.9kmで、相模湖インターチェンジと相模湖東出口が国道20号に接続する。また、圏央道の市内延長は約9kmで、南区の当麻地区の相模原愛川インターチェンジが国道129号及び県道52号（相模原町田）に接続し、緑区の小倉</p>	<p>2 交 通</p> <p>(1) 道 路</p> <p>一般国道は、横浜市の桜木町を起終点とする国道16号と、東京都中央区を起点とし塩尻市を終点とする国道20号、平塚を起点とし緑区橋本を終点とする国道129号、平塚市を起点とし緑区吉野を終点とする国道412号及び富士吉田を起点とし緑区西橋本を終点とする国道413号の5路線である。</p> <p>令和<u>6</u>年3月31日現在、主要地方道及び一般県道は31路線で総延長約190km、市道は<u>10,865</u>路線で総延長約<u>2,195</u>kmである。</p> <p>高速道路は、中央自動車道（中央道）と首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が通過している。中央道の市内延長は約9.9kmで、相模湖インターチェンジと相模湖東出口が国道20号に接続する。また、圏央道の市内延長は約9kmで、南区の当麻地区の相模原愛川インターチェンジが国道129号及び県道52号（相模原町田）に接続し、緑区の小倉</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第1款 総則） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
	地区の相模原インターチェンジが県道510号（長竹川尻）に接続する。	地区の相模原インターチェンジが県道510号（長竹川尻）に接続する。

第4章 被害想定

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案						
予-26	第3節 風水害の危険性 2 土砂災害の危険性 (2) 土砂災害警戒区域等 <table border="1" data-bbox="248 595 1106 646"> <tr> <td data-bbox="248 595 459 646">〔略〕</td> <td data-bbox="459 595 763 646">〔略〕</td> <td data-bbox="763 595 1106 646">〔略〕</td> </tr> </table> 《令和5年7月28日現在》	〔略〕	〔略〕	〔略〕	第3節 風水害の危険性 2 土砂災害の危険性 (2) 土砂災害警戒区域等 <table border="1" data-bbox="1229 595 2087 646"> <tr> <td data-bbox="1229 595 1440 646">〔略〕</td> <td data-bbox="1440 595 1744 646">〔略〕</td> <td data-bbox="1744 595 2087 646">〔略〕</td> </tr> </table> 《令和 <u>6</u> 年 <u>10</u> 月 <u>28</u> 日現在》	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕						
〔略〕	〔略〕	〔略〕						

第1章 災害に強いまちづくり

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																										
予-31	<p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="241 347 1055 719"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 局 (まちづくり推進部) 環 境 経 済 局</td> <td>盛土対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係 機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担 当	[略]	[略]	都 市 建 設 局 (まちづくり推進部) 環 境 経 済 局	盛土対策に関すること。	[略]	[略]	関係 機関	[略]	[略]	<p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1223 347 2036 719"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>都 市 建 設 局</u> <u>(まちづくり推進部)</u></td> <td>盛土対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係 機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担 当	[略]	[略]	<u>都 市 建 設 局</u> <u>(まちづくり推進部)</u>	盛土対策に関すること。	[略]	[略]	関係 機関	[略]	[略]
	担 当 部 署	項 目																										
市担 当	[略]	[略]																										
	都 市 建 設 局 (まちづくり推進部) 環 境 経 済 局	盛土対策に関すること。																										
	[略]	[略]																										
関係 機関	[略]	[略]																										
	担 当 部 署	項 目																										
市担 当	[略]	[略]																										
	<u>都 市 建 設 局</u> <u>(まちづくり推進部)</u>	盛土対策に関すること。																										
	[略]	[略]																										
関係 機関	[略]	[略]																										
予-33	<p>1 1 盛土対策</p> <p>都市建設局（まちづくり推進部）及び環境経済局は、盛土による災害防止のための総点検の結果、災害防止措置が確認できなかった盛土については、必要な調査を行うとともに、適切な災害防止措置を講ずるよう指導を行い、盛土の崩落等による災害の防止に努める。</p>	<p>1 1 盛土対策</p> <p>都市建設局（まちづくり推進部）は、<u>危険な盛土等を包括的に規制することにより、宅地造成や盛土等に伴う崖崩れ等による災害を防止するとともに、規制区域内にある既存盛土等の基礎調査を実施し、必要な指導等を行う。</u></p>																										
予-33	<p>1 3 宅地の耐震化</p> <p>都市建設局（まちづくり推進部）は、「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」（国土交通省）に基づき作成した「大規模盛土造成地マップ」を公表し、市民の防災意識の向上を図るとともに、必要に応じ造成宅地防災区域の指定を行い、滑動崩落防止事業を促進する。</p>	<p>1 3 宅地の耐震化</p> <p>都市建設局（まちづくり推進部）は、「大規模盛土造成地の<u>滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説</u>」（国土交通省）に基づき<u>公表</u>した「大規模盛土造成地マップ」を<u>活用</u>し、市民の防災意識の向上を図るとともに、<u>現地調査による定期的な点検を実施する。</u></p>																										

第2章 施設構造物・設備の安全化

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
予-35	<p>第1節 都市施設等の防災対策</p> <p>7 簡易水道施設の防災対策</p> <p>都市建設局（土木部）は、市が管理する簡易水道の防災対策を推進する。</p>	<p>第1節 都市施設等の防災対策</p> <p>7 簡易水道施設の防災対策</p> <p>都市建設局（土木部）は、<u>大規模地震発生後も簡易水道機能を確保するため、次の簡易水道施設に係る耐震化等の対策を図るほか、発災時には「相模原市簡易水道事業業務継続計画」（簡易水道BCP）で定めた災害対応を実行し、簡易水道施設の機能の早期回復に努める。</u></p> <p><u>(1) 急所施設</u></p> <p><u>(2) 重要施設に接続する水道管路</u></p> <p><u>ア 病院等医療機関</u></p> <p><u>イ 避難所・救護所</u></p> <p><u>ウ 福祉避難所</u></p> <p><u>エ 災害対策活動拠点</u></p>
予-35	<p>8 下水道施設の防災対策</p> <p>下水道は、その大部分が地下に築造されているため、破損があった場合は、その復旧に長時間を要することとなる。そのため、都市建設局（土木部）は、次のとおり、下水道施設に係る耐震性の強化等の対策を図るほか、発災時には「相模原市下水道事業業務継続計画」（下水道BCP）で定めた災害対応を実行し、下水道施設の機能の早期回復に努める。</p> <p>(2) 管きよの耐震化</p> <p>重要な幹線等の管きよについては、新耐震基準に基づき耐震補強を図る。</p>	<p>8 下水道施設の防災対策</p> <p>下水道は、その大部分が地下に築造されているため、破損があった場合は、その復旧に長時間を要することとなる。そのため、都市建設局（土木部）は、<u>大規模地震発生後も下水道機能を確保するため、次のとおり、下水道施設に係る耐震性の確保等の対策を図るほか、発災時には「相模原市下水道事業業務継続計画」（下水道BCP）で定めた災害対応を実行し、下水道施設の機能の早期回復に努める。</u></p> <p>(2) 管きよの耐震化</p> <p>新耐震基準に基づき<u>管きよの耐震化</u>を図る。</p> <p><u>ア 重要な幹線等</u></p> <p><u>イ 重要施設に接続する下水道施設</u></p> <p><u>(ア) 病院等医療機関</u></p> <p><u>(イ) 避難所・救護所</u></p> <p><u>(ウ) 福祉避難所</u></p> <p><u>(エ) 災害対策活動拠点</u></p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

第4章 風水害等対策

頁	現 行 (令和6年5月修正)	修正案																		
予-55	第2節 土砂災害対策 2 実施主体 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係 機 関</td> <td>神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター</td> <td>土砂災害危険箇所への調査及び指定等に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担 当	[略]	[略]	関係 機 関	神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	土砂災害危険箇所への調査及び指定等に関する事。	第2節 土砂災害対策 2 実施主体 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係 機 関</td> <td>神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター</td> <td>土砂災害警戒区域等への調査及び指定等に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担 当	[略]	[略]	関係 機 関	神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	土砂災害警戒区域等 への調査及び指定等に関する事。
	担 当 部 署	項 目																		
市担 当	[略]	[略]																		
関係 機 関	神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	土砂災害危険箇所への調査及び指定等に関する事。																		
	担 当 部 署	項 目																		
市担 当	[略]	[略]																		
関係 機 関	神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	土砂災害警戒区域等 への調査及び指定等に関する事。																		

第5章 応急対策への備え

頁	現 行 (令和6年5月修正)	修正案																										
予-62	第2節 情報システム等の整備 2 実施主体 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市担 当</td> <td>危機管理局</td> <td rowspan="3">災害情報共有システムに関する事。</td> </tr> <tr> <td>都市建設局（土木部）</td> </tr> <tr> <td>関係各局</td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> <td>警防本部システムに関する事。</td> </tr> <tr> <td>危機管理局</td> <td rowspan="2">被災者支援システムに関する事。</td> </tr> <tr> <td>関係各局</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担 当	危機管理局	災害情報共有システムに関する事。	都市建設局（土木部）	関係各局	消 防 局	警防本部システムに関する事。	危機管理局	被災者支援システムに関する事。	関係各局	第2節 情報システム等の整備 2 実施主体 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市担 当</td> <td>危機管理局</td> <td rowspan="3">災害情報共有システム及び被災者支援システムに関する事。</td> </tr> <tr> <td>[削除]</td> </tr> <tr> <td>関係各局</td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> <td>警防本部システムに関する事。</td> </tr> <tr> <td>[削除]</td> <td rowspan="2">[削除]</td> </tr> <tr> <td>[削除]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担 当	危機管理局	災害情報共有システム 及び被災者支援システム に関する事。	[削除]	関係各局	消 防 局	警防本部システムに関する事。	[削除]	[削除]	[削除]
	担 当 部 署	項 目																										
市担 当	危機管理局	災害情報共有システムに関する事。																										
	都市建設局（土木部）																											
	関係各局																											
	消 防 局	警防本部システムに関する事。																										
	危機管理局	被災者支援システムに関する事。																										
	関係各局																											
	担 当 部 署	項 目																										
市担 当	危機管理局	災害情報共有システム 及び被災者支援システム に関する事。																										
	[削除]																											
	関係各局																											
	消 防 局	警防本部システムに関する事。																										
	[削除]	[削除]																										
	[削除]																											

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																																																																
予-62	<p>5 気象情報システム (雨量及び気象観測所)</p> <table border="1" data-bbox="241 347 1093 663"> <tr> <td data-bbox="241 347 358 403">〔略〕</td> <td data-bbox="358 347 474 403">〔略〕</td> <td data-bbox="474 347 1093 403">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 403 358 663">雨量観測所</td> <td data-bbox="358 403 474 663">20箇所</td> <td data-bbox="474 403 1093 663">消防指令センター、南消防署、北消防署、津久井消防署、田名分署、淵野辺分署、緑が丘分署、上溝分署、新磯分署、東林分署、大沼分署、相武台分署、大沢分署、相原分署、城山分署、救急隊派出所、藤野分署、青根分署、鳥屋出張所、相模ダム管理事務所</td> </tr> </table> <p>一：消防局及び田名分署の地震観測記録は気象庁発表の対象ではない。</p>	〔略〕	〔略〕	〔略〕	雨量観測所	20箇所	消防指令センター、南消防署、北消防署、津久井消防署、田名分署、淵野辺分署、緑が丘分署、上溝分署、新磯分署、東林分署、大沼分署、相武台分署、大沢分署、相原分署、城山分署、救急隊派出所、藤野分署、青根分署、鳥屋出張所、相模ダム管理事務所	<p>5 気象情報システム (雨量及び気象観測所)</p> <table border="1" data-bbox="1223 347 2056 663"> <tr> <td data-bbox="1223 347 1339 403">〔略〕</td> <td data-bbox="1339 347 1456 403">〔略〕</td> <td data-bbox="1456 347 2056 403">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 403 1339 663">雨量観測所</td> <td data-bbox="1339 403 1456 663">20箇所</td> <td data-bbox="1456 403 2056 663">消防指令センター、南消防署、北消防署、津久井消防署、田名分署、淵野辺分署、緑が丘分署、上溝分署、新磯分署、東林分署、大沼分署、相武台分署、大沢分署、相原分署、城山分署、救急隊派出所、藤野分署、青根分署、鳥屋出張所、相模川水系ダム管理事務所分館</td> </tr> </table> <p>〔削除〕</p>	〔略〕	〔略〕	〔略〕	雨量観測所	20箇所	消防指令センター、南消防署、北消防署、津久井消防署、田名分署、淵野辺分署、緑が丘分署、上溝分署、新磯分署、東林分署、大沼分署、相武台分署、大沢分署、相原分署、城山分署、救急隊派出所、藤野分署、青根分署、鳥屋出張所、 相模川水系ダム管理事務所分館																																																				
〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																																
雨量観測所	20箇所	消防指令センター、南消防署、北消防署、津久井消防署、田名分署、淵野辺分署、緑が丘分署、上溝分署、新磯分署、東林分署、大沼分署、相武台分署、大沢分署、相原分署、城山分署、救急隊派出所、藤野分署、青根分署、鳥屋出張所、相模ダム管理事務所																																																																
〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																																
雨量観測所	20箇所	消防指令センター、南消防署、北消防署、津久井消防署、田名分署、淵野辺分署、緑が丘分署、上溝分署、新磯分署、東林分署、大沼分署、相武台分署、大沢分署、相原分署、城山分署、救急隊派出所、藤野分署、青根分署、鳥屋出張所、 相模川水系ダム管理事務所分館																																																																
予-63	<p>6 震度情報システム</p> <p>相模原市内での地震発生時の状況をいち早く把握し、早期の対策を講ずることを目的とし、市内に設置された計測震度計からの地震観測データを、消防指令センターの中央監視装置に集約し、市内の震度を即時に表示する震度情報システムを運用する。</p> <table border="1" data-bbox="224 906 1111 1426"> <thead> <tr> <th>地震観測場所</th> <th>名称</th> <th>気象庁による発表名称</th> <th>設置主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 役 所</td> <td>中 央</td> <td>相模原市中央区中央</td> <td>気 象 庁 設 置</td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> <td>消 防 局</td> <td>—</td> <td>市 設 置</td> </tr> <tr> <td>大 沢 分 署</td> <td>大 沢</td> <td>相模原市緑区大島</td> <td>防 災 科 学 技 術 研 究 所 設 置</td> </tr> <tr> <td>新磯まちづくりセンター</td> <td>磯 部</td> <td>相模原市南区磯部</td> <td>市 設 置</td> </tr> <tr> <td>相模川ふれあい科学館</td> <td>水 郷 田 名</td> <td>相模原市中央区水郷田名</td> <td>市 設 置</td> </tr> <tr> <td>田 名 分 署</td> <td>田 名</td> <td>—</td> <td>市 設 置</td> </tr> <tr> <td>北 消 防 署</td> <td>橋 本</td> <td>相模原市緑区橋本</td> <td>市 設 置</td> </tr> </tbody> </table>	地震観測場所	名称	気象庁による発表名称	設置主体	市 役 所	中 央	相模原市中央区中央	気 象 庁 設 置	消 防 局	消 防 局	—	市 設 置	大 沢 分 署	大 沢	相模原市緑区大島	防 災 科 学 技 術 研 究 所 設 置	新磯まちづくりセンター	磯 部	相模原市南区磯部	市 設 置	相模川ふれあい科学館	水 郷 田 名	相模原市中央区水郷田名	市 設 置	田 名 分 署	田 名	—	市 設 置	北 消 防 署	橋 本	相模原市緑区橋本	市 設 置	<p>6 震度情報</p> <p>相模原市内での地震発生時の状況をいち早く把握し、早期の対策を講ずることを目的とし、市内に設置された計測震度計からの地震観測データを、神奈川県及び気象庁に即時に集約している。</p> <table border="1" data-bbox="1200 906 2087 1426"> <thead> <tr> <th>地震観測場所</th> <th>名称</th> <th>気象庁による発表名称</th> <th>設置主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 役 所</td> <td>中 央</td> <td>相模原市中央区中央</td> <td>気 象 庁 設 置</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">〔削除〕</td> </tr> <tr> <td>大 沢 分 署</td> <td>大 沢</td> <td>相模原市緑区大島</td> <td>防 災 科 学 技 術 研 究 所 設 置</td> </tr> <tr> <td>新磯まちづくりセンター</td> <td>磯 部</td> <td>相模原市南区磯部</td> <td>市 設 置</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">〔削除〕</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">〔削除〕</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">〔削除〕</td> </tr> </tbody> </table>	地震観測場所	名称	気象庁による発表名称	設置主体	市 役 所	中 央	相模原市中央区中央	気 象 庁 設 置	〔削除〕				大 沢 分 署	大 沢	相模原市緑区大島	防 災 科 学 技 術 研 究 所 設 置	新磯まちづくりセンター	磯 部	相模原市南区磯部	市 設 置	〔削除〕				〔削除〕				〔削除〕			
地震観測場所	名称	気象庁による発表名称	設置主体																																																															
市 役 所	中 央	相模原市中央区中央	気 象 庁 設 置																																																															
消 防 局	消 防 局	—	市 設 置																																																															
大 沢 分 署	大 沢	相模原市緑区大島	防 災 科 学 技 術 研 究 所 設 置																																																															
新磯まちづくりセンター	磯 部	相模原市南区磯部	市 設 置																																																															
相模川ふれあい科学館	水 郷 田 名	相模原市中央区水郷田名	市 設 置																																																															
田 名 分 署	田 名	—	市 設 置																																																															
北 消 防 署	橋 本	相模原市緑区橋本	市 設 置																																																															
地震観測場所	名称	気象庁による発表名称	設置主体																																																															
市 役 所	中 央	相模原市中央区中央	気 象 庁 設 置																																																															
〔削除〕																																																																		
大 沢 分 署	大 沢	相模原市緑区大島	防 災 科 学 技 術 研 究 所 設 置																																																															
新磯まちづくりセンター	磯 部	相模原市南区磯部	市 設 置																																																															
〔削除〕																																																																		
〔削除〕																																																																		
〔削除〕																																																																		

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																						
	<table border="1"> <tr> <td>上 溝 分 署</td> <td>上 溝</td> <td>相模原市中央区上溝</td> <td>市 設 置</td> </tr> <tr> <td>城山総合事務所</td> <td>城 山</td> <td>相模原市緑区久保沢</td> <td>神奈川県設置</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	上 溝 分 署	上 溝	相模原市中央区上溝	市 設 置	城山総合事務所	城 山	相模原市緑区久保沢	神奈川県設置	[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;"><u>〔削除〕</u></p> <table border="1"> <tr> <td>城山総合事務所</td> <td>城 山</td> <td>相模原市緑区久保沢</td> <td>神奈川県設置</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	城山総合事務所	城 山	相模原市緑区久保沢	神奈川県設置	[略]	[略]	[略]	[略]		
上 溝 分 署	上 溝	相模原市中央区上溝	市 設 置																					
城山総合事務所	城 山	相模原市緑区久保沢	神奈川県設置																					
[略]	[略]	[略]	[略]																					
城山総合事務所	城 山	相模原市緑区久保沢	神奈川県設置																					
[略]	[略]	[略]	[略]																					
予-67	<p>第4節 防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図るとともに、災害発生時の生活に不可欠な非常用の飲料水、食料及び生活必需物資等の確保に努める。</p> <p>また、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を用いて備蓄状況の管理に努める。</p>	<p>第4節 防災資機材等の備蓄及び調達体制の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図るとともに、災害発生時の生活に不可欠な非常用の飲料水、食料及び生活必需物資等の確保 や避難所における生活環境の向上に資する資機材等の充実に努める。</p> <p>また、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を用いて備蓄状況の管理に努める。</p>																						
予-67	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>相模原市農業協同組合</td> <td>防疫機材の備蓄に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	[略]	[略]	関 係 機 関	[略]	[略]	相模原市農業協同組合	防疫機材の備蓄に関すること。	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>相模原市農業協同組合 神奈川つくい農業協同組合</td> <td>防疫機材の備蓄に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	[略]	[略]	関 係 機 関	[略]	[略]	相模原市農業協同組合 神奈川つくい農業協同組合	防疫機材の備蓄に関すること。
	担 当 部 署	項 目																						
市 担 当	[略]	[略]																						
関 係 機 関	[略]	[略]																						
	相模原市農業協同組合	防疫機材の備蓄に関すること。																						
	担 当 部 署	項 目																						
市 担 当	[略]	[略]																						
関 係 機 関	[略]	[略]																						
	相模原市農業協同組合 神奈川つくい農業協同組合	防疫機材の備蓄に関すること。																						
予-68	<p>3 防災資機材等の整備</p> <p>(6) 防疫活動用備蓄機材の管理</p> <p>健康福祉局、環境経済局及び相模原市農業協同組合は、所管する防疫活動用資機材の備蓄を行う。</p>	<p>3 防災資機材等の整備</p> <p>(6) 防疫活動用備蓄機材の管理</p> <p>健康福祉局、環境経済局、相模原市農業協同組合及び神奈川つくい農業協同組合は、所管する防疫活動用資機材の備蓄を行う。</p>																						

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
予-68	<p>4 応急飲料水等の確保</p> <p>(7) 応急給水用として給水タンク、給水袋、キャンバス水槽等の整備充実を図る。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>(8) 市民、事業者等が所有する井戸について、災害時協力井戸の事前登録を促進し、災害時の生活用水（日常生活に利用される飲用以外の水）を確保する。</p> <p>(9) 避難所運営協議会、地域の防災リーダー等の参加のもと、県と協力して飲料水兼用貯水槽、緊急遮断弁付受水槽及び消火栓を活用した臨時給水栓の取扱訓練を行う。</p>	<p>4 応急飲料水等の確保</p> <p>(7) 応急給水用として給水タンク、給水袋、<u>給水コンテナ</u>等の整備充実を図る。</p> <p><u>(8) 災害時に飲料水等を提供できるよう、協力機関と連携して、給水拠点の整備に努める。</u></p> <p><u>(9) 市民、事業者等が所有する井戸について、災害時協力井戸の事前登録を促進し、災害時の生活用水（日常生活に利用される飲用以外の水）を確保する。</u></p> <p><u>(10) 避難所運営協議会、地域の防災リーダー等の参加のもと、県と協力して飲料水兼用貯水槽、緊急遮断弁付受水槽及び消火栓を活用した臨時給水栓の取扱訓練を行う。</u></p>
予-68	<p>6 生活必需物資の備蓄</p> <p>(2) 危機管理局は、災害時用の毛布、敷きシート、仮設トイレ等を計画的に備蓄する。また、都市建設局（土木部）は、下水道マンホールを利用したマンホールトイレを備蓄する。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>(3) 環境経済局及び財政局は、生活必需物資や避難所で使用する燃料の一括調達又は大量調達が可能な業者又は団体との協定締結等により調達体制の充実及び円滑に協力を得るために必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 健康福祉局及びこども・若者未来局は、福祉避難所で必要とする生活必需物資を計画的に備蓄する。</p> <p>(5) 市民は、非常用飲食料と併せ、非常用袋等に災害時に必要な物資を備蓄し、持ち出しやすい状態にしておく。</p> <p>(6) 事業所は、従業員等の一斉帰宅を抑制し、事業所に留め置くため、また、事業継続のため、従業員の3日以上の食料、飲料水、毛布及び簡易トイレ等の備蓄に努める。</p>	<p>6 生活必需物資の備蓄</p> <p>(2) 危機管理局は、災害時用の毛布、敷きシート、仮設トイレ等を計画的に備蓄する。また、<u>屋内用テント、簡易シャワー等の整備のほか、より快適なトイレや衛生用品を確保する等、避難所の生活環境の向上に努める。</u></p> <p><u>(3) 都市建設局（土木部）は、下水道マンホールを利用したマンホールトイレを備蓄する。</u></p> <p><u>(4) 環境経済局及び財政局は、生活必需物資や避難所で使用する燃料の一括調達又は大量調達が可能な業者又は団体との協定締結等により調達体制の充実及び円滑に協力を得るために必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(5) 健康福祉局及びこども・若者未来局は、福祉避難所で必要とする生活必需物資を計画的に備蓄する。</u></p> <p><u>(6) 市民は、非常用飲食料と併せ、非常用袋等に災害時に必要な物資を備蓄し、持ち出しやすい状態にしておく。</u></p> <p><u>(7) 事業所は、従業員等の一斉帰宅を抑制し、事業所に留め置くため、また、事業継続のため、従業員の3日以上の食料、飲料水、毛布及び簡易トイレ等の備蓄に努める。</u></p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																										
予-73	<p>第7節 災害時における文教・保育体制の整備</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="264 339 1059 719"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> <td>災害時における市立幼稚園、保育所の防災対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	[略]	[略]	こども・若者未来局	災害時における市立幼稚園、保育所の防災対策に関すること。	[略]	[略]	関 係 機 関	[略]	[略]	<p>第7節 災害時における文教・保育体制の整備</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1245 339 2033 719"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> <td>災害時における市立保育所、認定こども園の防災対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	[略]	[略]	こども・若者未来局	災害時における市立保育所、認定こども園の防災対策に関すること。	[略]	[略]	関 係 機 関	[略]	[略]
	担 当 部 署	項 目																										
市 担 当	[略]	[略]																										
	こども・若者未来局	災害時における市立幼稚園、保育所の防災対策に関すること。																										
	[略]	[略]																										
関 係 機 関	[略]	[略]																										
	担 当 部 署	項 目																										
市 担 当	[略]	[略]																										
	こども・若者未来局	災害時における市立保育所、認定こども園の防災対策に関すること。																										
	[略]	[略]																										
関 係 機 関	[略]	[略]																										
予-76	<p>第8節 災害時における建築物に関する対応体制の整備</p> <p>5 災害時における応急仮設住宅等に関する事前対策</p> <p>財政局及び都市建設局は、災害時における応急仮設住宅の建設等、公営住宅等のあっせん、被災住宅の応急修理が迅速に行えるよう次の事前対策に努める。</p> <p>(3) 公営住宅等の把握</p> <p>災害時に活用できる市営住宅をはじめとする公営住宅等の空き状況等について、県及び神奈川県住宅供給公社等と協力して把握しておく。</p>	<p>第8節 災害時における建築物に関する対応体制の整備</p> <p>5 災害時における応急仮設住宅等に関する事前対策</p> <p>財政局及び都市建設局は、災害時における応急仮設住宅の建設等、公営住宅等の一時提供、被災住宅の応急修理が迅速に行えるよう次の事前対策に努める。</p> <p>(3) 公営住宅等の把握</p> <p>災害時に活用できる市営住宅をはじめとする公営住宅等の空き状況等について、県及び神奈川県住宅供給公社等との協力体制を整備する。</p>																										

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																														
予-77	<p>第9節 その他の災害対応体制の整備</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="264 339 1093 764"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市担 当</td> <td>健 康 福 祉 局 (保 健 衛 生 部)</td> <td>ペット対策の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目		[略]	[略]	市担 当	健 康 福 祉 局 (保 健 衛 生 部)	ペット対策の整備に関すること。		[略]	[略]	関 係 機 関	[略]	[略]	<p>第9節 その他の災害対応体制の整備</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1245 339 2074 756"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市担 当</td> <td>健 康 福 祉 局 (保 健 衛 生 部)</td> <td><u>新型インフルエンザ等感染症等の自宅療養者等の支援に関すること。</u> ペット対策の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目		[略]	[略]	市担 当	健 康 福 祉 局 (保 健 衛 生 部)	<u>新型インフルエンザ等感染症等の自宅療養者等の支援に関すること。</u> ペット対策の整備に関すること。		[略]	[略]	関 係 機 関	[略]	[略]
	担 当 部 署	項 目																														
	[略]	[略]																														
市担 当	健 康 福 祉 局 (保 健 衛 生 部)	ペット対策の整備に関すること。																														
	[略]	[略]																														
関 係 機 関	[略]	[略]																														
	担 当 部 署	項 目																														
	[略]	[略]																														
市担 当	健 康 福 祉 局 (保 健 衛 生 部)	<u>新型インフルエンザ等感染症等の自宅療養者等の支援に関すること。</u> ペット対策の整備に関すること。																														
	[略]	[略]																														
関 係 機 関	[略]	[略]																														
予-78	<p>6 広域応援の受入れに関する事前対策</p> <p>危機管理局は、九都県市や指定都市市長会等の広域応援の枠組み、他自治体との災害応援協定等によって、広域応援を受け入れる場合に必要となる広域応援活動拠点（派遣された職員の活動拠点、宿泊施設等）について指定を行うとともに、応援要請方法、要請業務の選定、受入れ時の連携など総合的な受援体制について検討し、訓練の実施やマニュアル等の整備を行う。</p> <p>また、本市から市外に市民が広域避難する場合を想定し、災害応援協定を締結した自治体間での避難者の受入れや避難生活の支援方法等の整備を図る。</p> <p>さらに、「相模原市災害受援計画」に基づき、大規模災害時の円滑な受入れ体制、活動環境及び協力体制を整備するほか、関係各局と連携し、公共施設に対し、ヘリコプターからの識別を容易にするためヘリサインの整備を進める。</p>	<p>6 広域応援の受入れに関する事前対策</p> <p>危機管理局は、九都県市や指定都市市長会等の広域応援の枠組み、他自治体との災害応援協定等によって、広域応援を受け入れる場合に必要となる<u>次の事項について整備を進める。</u></p> <p><u>(1) 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定し、応援職員等に対して紹介できるホテル等の活用可能な施設のリストを作成する。</u></p> <p><u>(2) 広域応援活動拠点（派遣された職員の活動拠点、宿泊施設等）について指定を行うとともに、応援要請方法、要請業務の選定、受入れ時の連携など総合的な受援体制について検討し、訓練の実施やマニュアル等の整備を行う。</u></p> <p><u>(3) 本市から市外に市民が広域避難する場合を想定し、災害応援協定を締結した自治体間での避難者の受入れや避難生活の支援方法等の整備を図る。</u></p> <p><u>(4) 「相模原市災害受援計画」に基づき、大規模災害時の円滑な受入れ体制、活動環境及び協力体制を整備するほか、関係各局と連携し、公共施設に対し、ヘリコプターからの識別を容易にするためヘリサインの整備</u></p>																														

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
		を進める。
予-79	〔新設〕	<p>9 災害時における感染症の自宅療養者等に関する事前対策 <u>健康福祉局（保健衛生部）は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の安全確保のため、災害発生前から、危機管理局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、自宅療養者等の避難先の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難先及び移動手段に関する情報を提供するよう努める。</u></p>
予-79	9 災害時におけるペット対策に関する事前対策	10 災害時におけるペット対策に関する事前対策
予-79	10 災害時における清掃等に関する事前対策	11 災害時における清掃等に関する事前対策
予-79	11 事業所等の消防計画の作成	12 事業所等の消防計画の作成
予-82	<p>第11節 帰宅困難者対策 3 市の措置 （1）危機管理局 ウ 帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を可能な限り多く確保するため、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）」を参考に、駅周辺の公共施設を指定するとともに、大規模集客施設及び事業所等の民間施設と協定の締結を行い、一時滞在施設の指定を進める。</p>	<p>第11節 帰宅困難者対策 3 市の措置 （1）危機管理局 ウ 帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を可能な限り多く確保するため、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（首都直下地震帰宅困難者等対策 連絡調整会議）」を参考に、駅周辺の公共施設を指定するとともに、大規模集客施設及び事業所等の民間施設と協定の締結を行い、一時滞在施設の指定を進める。</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

第8章 防災行動力の向上

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
予-90	<p>第1節 防災知識の普及対策</p> <p>3 防災知識の普及事項</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>(16) 警報発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動</p> <p>(17) 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の知識</p> <p>(18) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</p> <p>(19) 火山災害に関する知識</p>	<p>第1節 防災知識の普及対策</p> <p>3 防災知識の普及事項</p> <p><u>(16) 家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いへの配慮</u></p> <p><u>(17) 警報発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動</u></p> <p><u>(18) 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の知識</u></p> <p><u>(19) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p><u>(20) 火山災害に関する知識</u></p>
予-96	<p>第2節 自主防災組織の育成</p> <p>6 避難所運営協議会の活動</p> <p>(2) 生活ルール等の作成</p>	<p>第2節 自主防災組織の育成</p> <p>6 避難所運営協議会の活動</p> <p>(2) 生活ルール、<u>避難所内の空間配置図、レイアウト図等の作成</u></p>
予-97	<p>第3節 事業所の防災活動の推進</p> <p>4 事業継続計画の作成</p> <p>事業所は、災害時にも経済活動を維持し、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう事前の備えを行う事業継続計画（BCP）を作成するように努める。</p> <p>また、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の「一斉帰宅抑制の基本方針」を踏まえて、BCP等に従業員等の待機及び帰宅の方針を定め、従業員等に周知するよう努める。</p>	<p>第3節 事業所の防災活動の推進</p> <p>4 事業継続計画の作成</p> <p>事業所は、災害時にも経済活動を維持し、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう事前の備えを行う事業継続計画（BCP）を作成するように努める。</p> <p>また、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の「一斉帰宅抑制の基本方針」を踏まえ、<u>首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議が作成した「事業所における帰宅困難者等対策ガイドライン」等を参考に、</u>BCP等に従業員等の待機及び帰宅の方針を定め、従業員等に周知するよう努める。</p>
予-99	<p>第4節 防災訓練の実施</p> <p>5 施設等における防災訓練</p> <p>(2) 事業所等における訓練</p> <p>学校、病院、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた事業所は、その定めによる消防計画に基づき避難訓練等を毎年2回以上（学校については毎年1回以上）実施する。</p>	<p>第4節 防災訓練の実施</p> <p>5 施設等における防災訓練</p> <p>(2) 事業所等における訓練</p> <p>学校、病院、<u>興行場、百貨店その他消防法</u>で定められた事業所は、その定めによる消防計画に基づき<u>避難訓練等を実施する。</u></p> <p>また、地域の一員として、市及び自主防災組織等が実施する防災訓練</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
	<p>また、地域の一員として、市及び自主防災組織等が実施する防災訓練にも積極的に参加するよう努める。</p> <p>なお、訓練に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者や、被災時の男女のニーズの違い等に配慮して行う。</p>	<p>にも積極的に参加するよう努める。</p> <p>なお、訓練に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者や、被災時の男女のニーズの違い等に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮して行う。</p>

第1章 市災害対策本部活動

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																								
<p>地-1</p> <p>地-2</p>	<p>第1節 組織体制</p> <p>3 市災害対策本部設置前の体制</p> <p>(1) 地震災害初動体制（レベル1）</p> <table border="1" data-bbox="264 427 1093 646"> <thead> <tr> <th>配 備 基 準</th> <th>参 集 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(2) その他危機管理監が必要と認めるとき。</td> <td>危機管理監の指示により参集</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地震災害警戒本部体制（レベル2）</p> <table border="1" data-bbox="264 805 1093 1264"> <thead> <tr> <th>設 置 基 準</th> <th>参 集 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(2) 市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 (4) その他危機管理監が必要と認めるとき。</td> <td>危機管理監の指示により参集</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 基 準	参 集 方 法	[略]	[略]	(2) その他危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集	設 置 基 準	参 集 方 法	[略]	[略]	(2) 市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 (4) その他危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集	<p>第1節 組織体制</p> <p>3 市災害対策本部設置前の体制</p> <p>(1) 地震災害初動体制（レベル1）</p> <table border="1" data-bbox="1245 427 2074 762"> <thead> <tr> <th>配 備 基 準</th> <th>参 集 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</u> <u>(3) その他危機管理監が必要と認めるとき。</u></td> <td>危機管理監の指示により参集</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地震災害警戒本部体制（レベル2）</p> <table border="1" data-bbox="1245 805 2074 1264"> <thead> <tr> <th>設 置 基 準</th> <th>参 集 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(2) 市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 (4) その他危機管理監が必要と認めるとき。</td> <td>危機管理監の指示により参集</td> </tr> </tbody> </table>	配 備 基 準	参 集 方 法	[略]	[略]	<u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</u> <u>(3) その他危機管理監が必要と認めるとき。</u>	危機管理監の指示により参集	設 置 基 準	参 集 方 法	[略]	[略]	(2) 市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震 警戒 ）が発表されたとき。 (4) その他危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集
配 備 基 準	参 集 方 法																									
[略]	[略]																									
(2) その他危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集																									
設 置 基 準	参 集 方 法																									
[略]	[略]																									
(2) 市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 (4) その他危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集																									
配 備 基 準	参 集 方 法																									
[略]	[略]																									
<u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</u> <u>(3) その他危機管理監が必要と認めるとき。</u>	危機管理監の指示により参集																									
設 置 基 準	参 集 方 法																									
[略]	[略]																									
(2) 市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震 警戒 ）が発表されたとき。 (4) その他危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集																									

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案												
地-2	<p>4 市災害対策本部の設置</p> <table border="1" data-bbox="262 300 1093 799"> <thead> <tr> <th data-bbox="262 300 701 360">設 置 基 準</th> <th data-bbox="701 300 1093 360">参 集 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="262 360 701 421">〔略〕</td> <td data-bbox="701 360 1093 421">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="262 421 701 799"> (2)市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 (3)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 (4)その他市長が必要と認めるとき。 </td> <td data-bbox="701 421 1093 799">危機管理監の指示により参集</td> </tr> </tbody> </table>	設 置 基 準	参 集 方 法	〔略〕	〔略〕	(2)市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 (3)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 (4)その他市長が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集	<p>4 市災害対策本部の設置</p> <table border="1" data-bbox="1243 300 2074 799"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 300 1682 360">設 置 基 準</th> <th data-bbox="1682 300 2074 360">参 集 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1243 360 1682 421">〔略〕</td> <td data-bbox="1682 360 2074 421">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 421 1682 799"> (2)市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 <u>〔削除〕</u> <u>(3)</u>その他市長が必要と認めるとき。 </td> <td data-bbox="1682 421 2074 799">危機管理監の指示により参集</td> </tr> </tbody> </table>	設 置 基 準	参 集 方 法	〔略〕	〔略〕	(2)市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 <u>〔削除〕</u> <u>(3)</u> その他市長が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集
設 置 基 準	参 集 方 法													
〔略〕	〔略〕													
(2)市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 (3)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 (4)その他市長が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集													
設 置 基 準	参 集 方 法													
〔略〕	〔略〕													
(2)市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 <u>〔削除〕</u> <u>(3)</u> その他市長が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集													
地-7	<p>第2節 動員体制 5 動員指令の伝達体制 <動員指令伝達系統図></p> <pre data-bbox="212 949 728 1117"> graph TD A[本部事務局] --> B[本部班(人事班)] B --> C[本部連絡員] </pre>	<p>第2節 動員体制 5 動員指令の伝達体制 <動員指令伝達系統図></p> <pre data-bbox="1198 949 1680 1117"> graph TD A[本部事務局] --> C[本部連絡員] </pre>												

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																																
地-10	<p>第3節 地震情報 2 気象庁からの地震情報 (1) 地震情報等</p> <table border="1" data-bbox="241 379 1149 1050"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 379 421 437">種 類</th> <th colspan="2" data-bbox="421 379 719 437">発 表 基 準</th> <th data-bbox="719 379 1149 437">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 437 421 608">緊急地震速報（地震動の予警報）</td> <td data-bbox="421 437 566 608">〔略〕</td> <td data-bbox="566 437 719 608">〔略〕</td> <td data-bbox="719 437 1149 608">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 608 421 671">〔略〕</td> <td colspan="2" data-bbox="421 608 719 671">〔略〕</td> <td data-bbox="719 608 1149 671">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 671 421 1050">震源・震度に関する情報</td> <td colspan="2" data-bbox="421 671 719 1050">以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○津波警報又は注意報発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td data-bbox="719 671 1149 1050">○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名 ○震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準		発表内容	緊急地震速報（地震動の予警報）	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔略〕	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○津波警報又は注意報発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報（警報）を発表した場合		○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名 ○震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名	<p>第3節 地震情報 2 気象庁からの地震情報 (1) 地震情報等</p> <table border="1" data-bbox="1223 379 2134 1050"> <thead> <tr> <th data-bbox="1223 379 1402 437">種 類</th> <th colspan="2" data-bbox="1402 379 1700 437">発 表 基 準</th> <th data-bbox="1700 379 2134 437">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1223 437 1402 608">緊急地震速報（地震動の予報及び警報）</td> <td data-bbox="1402 437 1547 608">〔略〕</td> <td data-bbox="1547 437 1700 608">〔略〕</td> <td data-bbox="1700 437 2134 608">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 608 1402 671">〔略〕</td> <td colspan="2" data-bbox="1402 608 1700 671">〔略〕</td> <td data-bbox="1700 608 2134 671">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1223 671 1402 1050">震源・震度情報</td> <td colspan="2" data-bbox="1402 671 1700 1050">以下のいずれかを満たした場合 ○震度1以上 ○津波警報又は注意報発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報（警報）を発表した場合</td> <td data-bbox="1700 671 2134 1050">○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度。 <u>それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度。</u> ○震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準		発表内容	緊急地震速報（地震動の予報及び警報）	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔略〕	震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度1以上 ○津波警報又は注意報発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報（警報）を発表した場合		○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度。 <u>それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度。</u> ○震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名
種 類	発 表 基 準		発表内容																															
緊急地震速報（地震動の予警報）	〔略〕	〔略〕	〔略〕																															
〔略〕	〔略〕		〔略〕																															
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○津波警報又は注意報発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報（警報）を発表した場合		○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名 ○震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名																															
種 類	発 表 基 準		発表内容																															
緊急地震速報（地震動の予報及び警報）	〔略〕	〔略〕	〔略〕																															
〔略〕	〔略〕		〔略〕																															
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度1以上 ○津波警報又は注意報発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報（警報）を発表した場合		○地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度。 <u>それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度。</u> ○震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名																															

頁	現 行（令和6年5月修正）				修正案			
	各地の震度に関する情報	震度1以上	<p>○震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）</p> <p>○震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その地点名</p> <p>○地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表</p>	<p><u>〔削除〕</u></p>				
	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表		
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		
地-12	<p>3 相模原市震度情報システム等からの震度情報</p> <p>本部事務局は、相模原市震度情報システムを通じて、市内に設置した次の震度計からの震度情報を迅速に把握し、職員の参集や市民への広報（防災行政用同報無線（ひばり放送））等に活用する。</p>			<p>3 震度情報</p> <p><u>本部事務局は、市内に設置した次の震度計からの震度情報を迅速に把握し、</u>職員の参集や市民への広報（防災行政用同報無線（ひばり放送））等に活用する。</p>				
	震度計設置場所（地震観測場所）	名称	気象庁による発表名称	設置主体	震度計設置場所（地震観測場所）	名称	気象庁による発表名称	設置主体
	市 役 所	中 央	相模原市中央区中央	気象庁設置	市 役 所	中 央	相模原市中央区中央	気象庁設置
	消 防 局	消 防 局	—	市 設 置	<p><u>〔削除〕</u></p>			

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）				修正案			
	大 沢 分 署	大 沢	相模原市緑区大島	防災科学技術研究所設置	大沢分署	大沢	相模原市緑区大島	防災科学技術研究所設置
	新磯まちづくりセンター	磯 部	相模原市南区磯部	市 設 置	新磯まちづくりセンター	磯部	相模原市南区磯部	市設置
	相模川ふれあい科学館	水郷田名	相模原市中央区水郷田名	市 設 置	<u>〔削除〕</u>			
	田 名 分 署	田 名	—	市 設 置	<u>〔削除〕</u>			
	北 消 防 署	橋 本	相模原市緑区橋本	市 設 置	<u>〔削除〕</u>			
	上 溝 分 署	上 溝	相模原市中央区上溝	市 設 置	<u>〔削除〕</u>			
	城山総合事務所	城 山	相模原市緑区久保沢	神奈川県設置	城山総合事務所	城山	相模原市緑区久保沢	神奈川県設置
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
—：消防局及び田名分署の地震観測記録は気象庁発表の対象ではない。					<u>〔削除〕</u>			

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																								
地-14	<p>第4節 通信の運用 3 消防救急無線の運用 (1) 無線局の種別</p> <table border="1" data-bbox="277 379 1077 740"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>設置・配置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基地局</td> <td>消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中継局</td> <td>三角山（青野原山中）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		設置・配置場所	基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山	中継局		三角山（青野原山中）	[略]	[略]	[略]	<p>第4節 通信の運用 3 消防救急無線の運用 (1) 無線局の種別</p> <table border="1" data-bbox="1256 379 2063 740"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>設置・配置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基地局</td> <td>消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル <u>削除</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">中継局</td> <td>三角山（青野原山中）、<u>小仏城山</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		設置・配置場所	基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル <u>削除</u>	中継局		三角山（青野原山中）、 <u>小仏城山</u>	[略]	[略]	[略]
種 別		設置・配置場所																								
基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山																								
中継局		三角山（青野原山中）																								
[略]	[略]	[略]																								
種 別		設置・配置場所																								
基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル <u>削除</u>																								
中継局		三角山（青野原山中）、 <u>小仏城山</u>																								
[略]	[略]	[略]																								
地-18	<p>第5節 災害情報の収集伝達 4 被害調査 (1) 住家等被害調査</p>	<p>第5節 災害情報の収集伝達 4 被害調査 (1) 住家等被害<u>認定</u>調査</p>																								
地-23	<p>第6節 災害時の広報・広聴 5 広報の方法 (2) 報道関係機関等との連携 ア 放送機関への要請 日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川への放送要請等については、県地域防災計画による放送協定に基づき県を通じて行う。また、放送協定に基づき災害情報の放送要請を協定締結団体へ行い、市民へ災害情報を提供する。</p>	<p>第6節 災害時の広報・広聴 5 広報の方法 (2) 報道関係機関等との連携 ア 放送機関への要請 日本放送協会横浜放送局、<u>(株)アール・エフ・ラジオ日本への放送要請等については、</u>県地域防災計画による放送協定に基づき県を通じて行う。また、放送協定に基づき災害情報の放送要請を協定締結団体へ行い、市民へ災害情報を提供する。</p>																								

第4章 救出・救助・保健医療救護対策

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
地-50	<p>第3節 保健医療救護対策</p> <p>10 急性期以後の医療提供体制 〔新設〕</p>	<p>第3節 保健医療救護対策</p> <p>10 急性期以後の医療提供体制</p> <p>（6）栄養・食生活支援対策</p> <p>健康福祉局は、被災者への食事の安定供給と避難生活における健康状態の悪化を予防するため、特殊栄養食品の確保を含めた栄養・食生活支援活動や栄養に関する啓発、栄養相談等を行う。</p> <p>また、栄養・食生活支援活動に必要な他の自治体や団体等からの栄養士の派遣調整を行う。</p>

第5章 緊急輸送・交通・警備

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
地-55	<p>第2節 輸送車両等の確保対策</p> <p>5 輸送手段の確保</p> <p>（4）ヘリコプターの要請</p> <p>本部事務局は、応急対策の実施に際し、空中輸送の必要を認めるときは、関係各局にヘリコプター臨時離着陸場に指定されている施設の状況を確認し、県知事を通じてヘリコプターの派遣を要請する。</p> <p>なお、指定施設以外に適地があるときは、関係各局に状況を確認の上、随時に指定する。</p>	<p>第2節 輸送車両等の確保対策</p> <p>5 輸送手段の確保</p> <p>（4）ヘリコプターの要請</p> <p>本部事務局は、応急対策の実施に際し、空中輸送の必要を認めるときは、関係各局にヘリコプター臨時離着陸場に指定されている施設の状況を確認し、県知事を通じてヘリコプターの派遣を要請するとともに、必要に応じて、協定締結事業者へも要請する。</p> <p>なお、指定施設以外に適地があるときは、関係各局に状況を確認の上、随時に指定する。</p>

第6章 二次災害の防止

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																								
地-63	<p>第2節 被災宅地の危険度判定</p> <p>1 基本方針</p> <p>地震により、造成地等の宅地の擁壁や地盤において亀裂や崩壊等の被害が発生した場合に、その後の余震や降雨等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を行う。被災宅地の危険度判定を行う。</p>	<p>第2節 被災宅地の危険度判定</p> <p>1 基本方針</p> <p>地震により、造成地等の宅地の擁壁や地盤において亀裂や崩壊等の被害が発生した場合に、その後の余震や降雨等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を行う。<u>〔削除〕</u></p>																								
地-64	<p>第3節 その他の二次災害防止対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>★</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>神 奈 川 県</td> <td>—</td> <td>砂防ボランティア、山地防災ヘルパーへの協力要請に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	[略]	★	[略]	関 係 機 関	神 奈 川 県	—	砂防ボランティア、山地防災ヘルパーへの協力要請に関すること。	<p>第3節 その他の二次災害防止対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>★</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>神 奈 川 県</td> <td>—</td> <td><u>砂防ボランティアへの協力要請に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	[略]	★	[略]	関 係 機 関	神 奈 川 県	—	<u>砂防ボランティアへの協力要請に関すること。</u>
	担 当 部 署	時 期	項 目																							
市 担 当	[略]	★	[略]																							
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	砂防ボランティア、山地防災ヘルパーへの協力要請に関すること。																							
	担 当 部 署	時 期	項 目																							
市 担 当	[略]	★	[略]																							
関 係 機 関	神 奈 川 県	—	<u>砂防ボランティアへの協力要請に関すること。</u>																							
地-64	<p>4 土砂災害対策</p> <p>市は、県や神奈川県砂防ボランティア協会等に対し、砂防ボランティアや山地防災ヘルパーによる土砂災害危険箇所や山地災害危険地区等の点検巡視の協力を要請する。</p>	<p>4 土砂災害対策</p> <p>市は、県や神奈川県砂防ボランティア協会等に対し、<u>砂防ボランティアによる土砂災害警戒区域等</u>や山地災害危険地区等の点検巡視の協力を要請する。</p>																								

第7章 避難所の運営

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案								
地-65	<p>3 避難所の運営体制 （3）避難所の体制</p> <p style="text-align: center;">＜避難所運営協議会の主な役割＞</p> <table border="1" data-bbox="203 421 1149 655"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 421 734 480">平常時</th> <th data-bbox="734 421 1149 480">災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 480 734 655"> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営方法の検討 ○生活ルールの作成 ○検討及びルールに基づいた訓練の実施 </td> <td data-bbox="734 480 1149 655"> <ul style="list-style-type: none"> ○円滑な避難所運営 ○生活ルールの調整 ○様々な組織との連絡調整 </td> </tr> </tbody> </table>	平常時	災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営方法の検討 ○生活ルールの作成 ○検討及びルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○円滑な避難所運営 ○生活ルールの調整 ○様々な組織との連絡調整 	<p>3 避難所の運営体制 （3）避難所の体制</p> <p style="text-align: center;">＜避難所運営協議会の主な役割＞</p> <table border="1" data-bbox="1184 421 2134 655"> <thead> <tr> <th data-bbox="1184 421 1715 480">平常時</th> <th data-bbox="1715 421 2134 480">災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1184 480 1715 655"> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営方法の検討 ○生活ルール、<u>避難所内の空間配置図、レイアウト図等</u>の作成 ○検討及びルールに基づいた訓練の実施 </td> <td data-bbox="1715 480 2134 655"> <ul style="list-style-type: none"> ○円滑な避難所運営 ○生活ルール、<u>避難所内の配置、レイアウト等</u>の調整 ○様々な組織との連絡調整 </td> </tr> </tbody> </table>	平常時	災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営方法の検討 ○生活ルール、<u>避難所内の空間配置図、レイアウト図等</u>の作成 ○検討及びルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○円滑な避難所運営 ○生活ルール、<u>避難所内の配置、レイアウト等</u>の調整 ○様々な組織との連絡調整
平常時	災害時									
<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営方法の検討 ○生活ルールの作成 ○検討及びルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○円滑な避難所運営 ○生活ルールの調整 ○様々な組織との連絡調整 									
平常時	災害時									
<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営方法の検討 ○生活ルール、<u>避難所内の空間配置図、レイアウト図等</u>の作成 ○検討及びルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○円滑な避難所運営 ○生活ルール、<u>避難所内の配置、レイアウト等</u>の調整 ○様々な組織との連絡調整 									
地-67	<p>6 避難所の運営に関する視点</p> <p>避難所の運営に当たっては、被災者の安全性や良好な生活環境の確保、災害時要援護者支援、性別や年齢等にとらわれない多様な視点への配慮などの観点から、次の点に留意する。</p> <p>ア 避難所担当職員及び避難所運営協議会の運営に当たっては、女性の参画に努める。</p> <p>イ 高齢者、障害者、病人、妊産婦等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。</p> <p>ウ 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。</p> <p>エ 避難所での生活が著しく困難な場合は、福祉避難所又は適切な施設への移動を考慮する。</p> <p>オ 男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保、着替え場所、授乳室や、トイレの確保、物資の確保、女性相談員の配置等に関する配慮を行う。</p> <p>カ 避難所担当職員及び校長等は、避難所運営協議会の運営の助言・支援に当たる。</p> <p>なお、避難所担当職員は、区本部内で動員及び配置等の調整を行い、区本部内でも不足する場合は、総務局が全庁的に避難所担当職員を確保</p>	<p>6 避難所の運営に関する視点</p> <p>避難所の運営に当たっては、被災者の安全性の確保を始め、生活環境の向上、災害時要援護者支援、性別や年齢等にとらわれない多様な視点への配慮などの観点から、次の点に留意する。</p> <p><u>(1)</u> 避難所担当職員及び避難所運営協議会の運営に当たっては、女性の参画に努める。</p> <p><u>(2)</u> 高齢者、障害者、病人、妊産婦等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。</p> <p><u>(3)</u> 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。</p> <p><u>(4)</u> 避難所での生活が著しく困難な場合は、福祉避難所又は適切な施設への移動を考慮する。</p> <p><u>(5)</u> 男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保、着替え場所、授乳室や、トイレの確保、物資の確保、女性相談員の配置等に関する配慮を行う。</p> <p><u>(6)</u> 避難所担当職員及び校長等は、避難所運営協議会の運営の助言・支援に当たる。</p> <p>なお、避難所担当職員は、区本部内で動員及び配置等の調整を行い、区本部内でも不足する場合は、総務局が全庁的に避難所担当職員を確保</p>								

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
	<p>する。</p> <p>キ 避難生活の長期化に伴い、セクハラ、高齢者や児童等への虐待等が懸念されるため、状況把握及び相談体制（男女別の相談員）の確保に努める。</p> <p>ク 健康福祉局が実施する避難所の巡回医療（被災者の健康管理、診療、保健指導、メンタルケア等）や、防疫のための保健師の巡回等による避難所の衛生指導等に協力する。</p> <p>ケ 食料の提供に当たっては食物アレルギーのある避難者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。</p> <p>コ 防火・防犯のため、避難者への出火防止措置の指導、巡回警備等を行う。</p> <p>サ ペット同行避難者に対しては、ペット用の食料、水、ペットシート、ケージ等の避難・備蓄用品を持参し、避難する等の指導を行う。また、ペット区画について、動物アレルギーの方等に配慮し、避難者の居住区画とは離れた場所に設置し、ペットは必ずケージに入れるか、リードによりつなぎとめて飼育するよう指導する。</p> <p>シ 感染症拡大防止のため、手洗い・うがい・換気のほか、トイレ・床・手すり等の清掃の励行に努める。</p> <p>ス 避難者の定期的な体温測定など体調管理に努める。</p> <p>セ 体調不良者は専用スペースへ誘導するなど、感染症拡大防止策を講じる。</p> <p>ソ 障害のある方、慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方、乳幼児や性的少数者等に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点に基づく避難所運営を行う。</p> <p>タ 様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に暴露することがないよう配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つ。</p> <p>チ 良好な生活環境の確保のため、必要に応じて専門性を有したNPO等の外部支援者と情報交換を行う。</p>	<p>する。</p> <p><u>(7)</u> 避難生活の長期化に伴い、セクハラ、高齢者や児童等への虐待等が懸念されるため、状況把握及び相談体制（男女別の相談員）の確保に努める。</p> <p><u>(8)</u> 健康福祉局が実施する避難所の巡回医療（被災者の健康管理、診療、保健指導、メンタルケア等）や、防疫のための保健師の巡回等による避難所の衛生指導等に協力する。</p> <p><u>(9)</u> 食料の提供に当たっては、栄養バランスのとれた温かい食事等の提供に努め、食物アレルギーのある避難者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。</p> <p><u>(10)</u> 防火・防犯のため、避難者への出火防止措置の指導、巡回警備等を行う。</p> <p><u>(11)</u> ペット同行避難者に対しては、ペット用の食料、水、ペットシートケージ等の避難・備蓄用品を持参し、避難する等の指導を行う。また、ペット区画について、動物アレルギーの方等に配慮し、避難者の居住区画とは離れた場所に設置し、ペットは必ずケージに入れるか、リードによりつなぎとめて飼育するよう指導する。</p> <p><u>(12)</u> 感染症拡大防止のため、手洗い・うがい・換気のほか、トイレ・床・手すり等の清掃の励行に努める。</p> <p><u>(13)</u> 避難者の定期的な体温測定など体調管理に努める。</p> <p><u>(14)</u> 体調不良者は専用スペースへ誘導するなど、感染症拡大防止策を講じる。</p> <p><u>(15)</u> 障害のある方、慢性疾患・アレルギー等の個人的な事情を抱えた方、乳幼児や性的少数者等に可能な限り配慮し、性別や年齢などにとらわれない多様な視点に基づく避難所運営を行う。</p> <p><u>(16)</u> 様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に暴露することがないよう配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つ。</p> <p><u>(17)</u> 良好な生活環境の確保のため、必要に応じて専門性を有したNPO</p>

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
		等の外部支援者と情報交換を行う。

第13章 応急住宅対策

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																																				
地-87	1 基本方針 応急仮設住宅の供与、公営住宅等への一時入居及び被災住宅の応急修理など、避難者に対して一時的に住宅を確保する。	1 基本方針 応急仮設住宅の供与、 公営住宅等の一時提供 及び被災住宅の応急修理など、避難者に対して一時的に住宅を確保する。																																				
地-87	2 実施主体 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市担 当</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都市建設局（まちづくり推進部）</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td>応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあっせん、住宅の応急修理に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係 機 関</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担 当	〔略〕	〔略〕	〔略〕	都市建設局（まちづくり推進部）	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあっせん、住宅の応急修理に関すること。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	関係 機 関	〔略〕	〔略〕	〔略〕	2 実施主体 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市担 当</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都市建設局（まちづくり推進部）</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td>応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等の一時提供、住宅の応急修理に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関係 機 関</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担 当	〔略〕	〔略〕	〔略〕	都市建設局（まちづくり推進部）	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等の 一時提供 、住宅の応急修理に関すること。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	関係 機 関	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	担 当 部 署	時期	項 目																																			
市担 当	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																			
	都市建設局（まちづくり推進部）	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあっせん、住宅の応急修理に関すること。																																			
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																			
関係 機 関	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																			
	担 当 部 署	時期	項 目																																			
市担 当	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																			
	都市建設局（まちづくり推進部）	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等の 一時提供 、住宅の応急修理に関すること。																																			
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																			
関係 機 関	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																			
地-87	3 応急仮設住宅 (1) 建設型応急住宅 イ 建設用地の選定 財政局は、応急仮設住宅に必要な建設用地に関する調整、確保を行い、都市建設局は、その管理を行う。 なお、応急仮設住宅の設置場所については、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な地で、交通の便、地域のコミュニティ等をも考慮して、公有地又は民有地から選定する。また、必要な場合には、市	3 応急仮設住宅 (1) 建設型応急住宅 イ 建設用地の選定 財政局 及び都市建設局 は、応急仮設住宅に必要な建設用地に関する調整、 選定及び確保を行う 。 なお、応急仮設住宅の設置場所については、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な地で、交通の便、地域のコミュニティ等をも考慮して、公有地又は民有地から選定する。また、必要な場合には、市																																				

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
地-88	<p>外への建設も検討する。</p> <p>ウ 規模・設計等 （ウ）生活利便施設の併設 ごみ置場、案内板、通路照明、防犯灯、集会施設など被災者の生活利便施設を併設するよう努める。</p> <p>エ 着工期間</p>	<p>外への建設も検討する。</p> <p>ウ 規模・設計等 （ウ）集会所等 ごみ置場、案内板、外灯（防犯灯）、集会所など被災者が生活する上で必要な設備を設けるよう努める。</p> <p>エ 着工時期</p>
地-88	<p>4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理 （2）入居者の募集、受付及び選定 ア 募集方法 応急仮設住宅の入居希望者の募集については広報紙等により行う。 その際、入居対象者、入居可能時期及び戸数、建設場所、間取り、募集期間、抽選方法及び応募方法等を明確にする。</p>	<p>4 応急仮設住宅の入居手続及び管理 （2）入居者の募集、受付及び選定 ア 募集方法 応急仮設住宅の入居希望者の募集については広報紙等により行う。 その際、入居対象者、入居可能時期、<u>戸数</u>、建設場所、間取り、募集期間、抽選方法、応募方法等を明確にする。</p>
地-89	<p>（4）管 理 都市建設局は、関係各局と連携して、次の応急仮設住宅の管理を行う。 ア 管理業務 （イ）入退居管理、要望受付・処理、防火安全対策等運営面の管理 <u>[新設]</u> （ウ）一般住宅への転居の促進 イ 応急仮設住宅入居者へのケア</p>	<p>（4）管 理 <u>[削除]</u> ア 都市建設局は、応急仮設住宅の管理業務を行う。 （イ）入退居管理、要望受付 （ウ）生活再建支援の窓口相談や助成制度等の周知 （エ）一般住宅への転居の促進 イ 関係各局は、応急仮設住宅入居者へのケアを行う。</p>
地-89	<p>5 公営住宅等のあっせん 都市建設局は、次のように公営住宅等のあっせんを行う。 （1）公営住宅等のあっせん ア 市営住宅の空き家等を確保、あっせんする。 イ 県、県住宅供給公社、他の地方公共団体等の協力を得て、広域的に住宅を確保、あっせんする。 <u>[新設]</u> （2）民間住宅の確保とあっせん 一時住宅の確保については、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及</p>	<p>5 公営住宅等の一時提供 都市建設局は、次のように公営住宅等の一時提供を行う。 （1）公営住宅等の一時提供 ア 市営住宅の空き家を確保し、一時入居を受け入れる。 イ 県、県住宅供給公社、他の地方公共団体等の協力を得て、広域的に住宅を確保し、一時入居を受け入れる。 ウ 供与期間は、原則6か月とする。 （2）民間住宅の確保とあっせん 一時住宅の確保については、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及</p>

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
	び公営住宅等の確保とあっせんによるほか、民間住宅や事業者の社宅等の情報を提供するなど、民間住宅の確保とあっせんを行う。	び公営住宅等の確保と 一時提供 によるほか、民間住宅や事業者の社宅等の情報を提供するなど、民間住宅の確保とあっせんを行う。

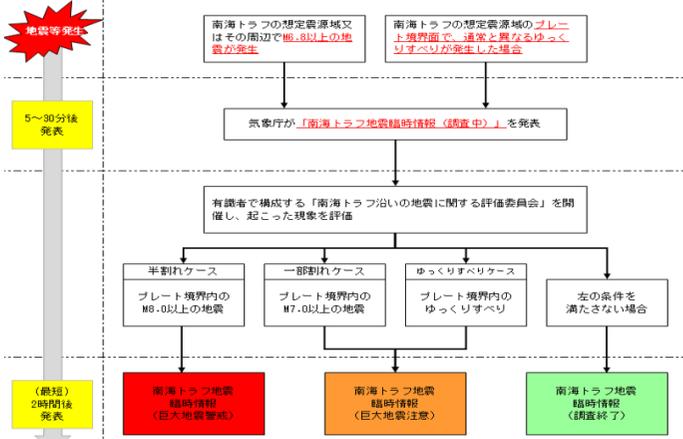
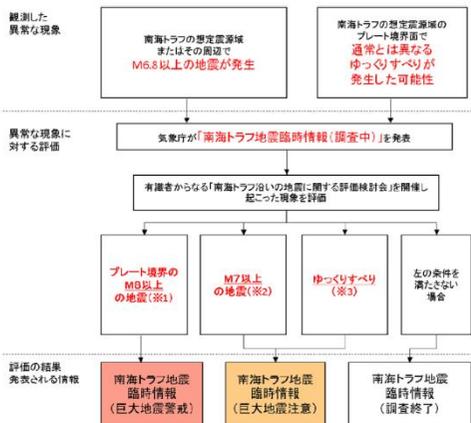
第16章 都市機能等応急対策

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																																							
地-103	<p>第4節 水道施設の応急対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市 担 当</td> <td>財 政 局</td> <td>★</td> <td>市有施設内の給水施設の応急復旧に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局 (保健衛生部)</td> <td>★</td> <td>神奈川県企業庁との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>都市建設局 (土木部)</td> <td>★</td> <td>簡易水道区域における給水に関すること。 簡易水道施設の応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	財 政 局	★	市有施設内の給水施設の応急復旧に関すること。	健康福祉局 (保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整に関すること。	都市建設局 (土木部)	★	簡易水道区域における給水に関すること。 簡易水道施設の応急対策に関すること。	関係機関	[略]	[略]	[略]	<p>第4節 水道施設の応急対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市 担 当</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔削除〕</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局 (保健衛生部)</td> <td>★</td> <td>神奈川県企業庁との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>都市建設局 (土木部)</td> <td>★</td> <td>簡易水道区域における給水に関すること。 簡易水道施設の応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関係各局</td> <td>★</td> <td>所管する市有施設内の給水施設の応急復旧に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	〔削除〕			健康福祉局 (保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整に関すること。	都市建設局 (土木部)	★	簡易水道区域における給水に関すること。 簡易水道施設の応急対策に関すること。	関係各局	★	所管する市有施設内の給水施設の応急復旧に関すること。	関係機関	[略]	[略]	[略]
	担 当 部 署	時期	項 目																																						
市 担 当	財 政 局	★	市有施設内の給水施設の応急復旧に関すること。																																						
	健康福祉局 (保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整に関すること。																																						
	都市建設局 (土木部)	★	簡易水道区域における給水に関すること。 簡易水道施設の応急対策に関すること。																																						
関係機関	[略]	[略]	[略]																																						
	担 当 部 署	時期	項 目																																						
市 担 当	〔削除〕																																								
	健康福祉局 (保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整に関すること。																																						
	都市建設局 (土木部)	★	簡易水道区域における給水に関すること。 簡易水道施設の応急対策に関すること。																																						
	関係各局	★	所管する市有施設内の給水施設の応急復旧に関すること。																																						
関係機関	[略]	[略]	[略]																																						
地-103	<p>6 水道施設の応急復旧</p> <p>(2) 財政局は、市有施設内の給水施設について、協定締結団体に要請し、応急復旧を行う。</p>	<p>6 水道施設の応急復旧</p> <p>(2) 関係各局は、所管する市有施設内の給水施設について、速やかに応急復旧を行う。</p>																																							

第18章 孤立対策

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
地-122	<p>4 ヘリコプター等の要請</p> <p>本部長は、孤立地区の状況が不明又は支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊等へ、ヘリコプターの出動を要請する。</p> <p>また、ヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、孤立地区のヘリコプター着陸可能場所の資料等を用いて、県、自衛隊等とヘリコプターの運航計画を協議する。</p> <p>相模川沿いなど、渡河による避難が可能な場合は、消防・自衛隊にボート又は自走架柱橋の出動を要請する。</p>	<p>4 ヘリコプター等の要請</p> <p>本部長は、孤立地区の状況が不明又は支援が必要な場合は、県を通じて自衛隊等へ、ヘリコプターの出動を要請する とともに、必要に応じて、協定締結事業者へも要請する。</p> <p>また、ヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、孤立地区のヘリコプター着陸可能場所の資料等を用いて、県、自衛隊等とヘリコプターの運航計画を協議する。</p> <p>相模川沿いなど、渡河による避難が可能な場合は、消防・自衛隊にボート又は自走架柱橋の出動を要請する。</p>

第1章 総則

頁	現 行(令和6年5月修正)	修正案
地-127	<p>第1節 基本方針</p> <p>2 基本方針</p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）においては、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている地域の地方公共団体等が「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成することとなっている。</p> <p>本市は、当該地域には指定されていないが、想定最大震度5強が予測されており、大規模地震に備える観点から、市独自の計画を作成するものである。</p> <p>なお、この計画は南海トラフ地震臨時情報に基づく市の対応の基本的な考え方を定めたものであり、本市域内にて震度5弱以上の地震を観測した場合には「第1款 地震災害応急対策」に基づく行動・対応を図っていくこととなる。</p>	<p>第1節 基本方針</p> <p>2 基本方針</p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）においては、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている地域の地方公共団体等が「南海トラフ地震防災対策推進計画」を作成することとなっている。</p> <p>本市は、当該地域には指定されていないが、想定最大震度5強が予測されており、大規模地震に備える観点から、市独自の計画を作成するものである。</p> <p>なお、この計画は南海トラフ地震臨時情報に基づく市の対応の基本的な考え方を定めたものであり、本市域内にて震度4以上の地震を観測した場合には「第1款 地震災害応急対策」に基づく行動・対応を図っていくこととなる。</p>
地-129	<p>第3節 南海トラフ地震に関連する情報等</p> <p>4 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報</p> <p><南海トラフ臨時情報の発表までのフロー></p> 	<p>第3節 南海トラフ地震に関連する情報等</p> <p>4 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報</p> <p><南海トラフ臨時情報の発表までのフロー></p> <p>【表の差替え】</p> 

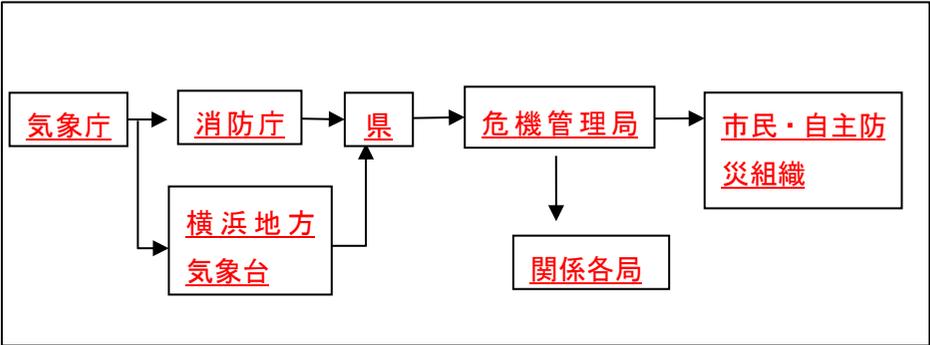
相模原市地域防災計画（地震災害策計画編 第2款 南海トラフ地震対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和6年5月修正)	修正案
		<p>《<u>出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン</u>》</p> <p>（※1）<u>南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）</u></p> <p>（※2）<u>南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）</u></p> <p>（※3）<u>ひずみ計算で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）</u></p>

第2章 市災害対策本部の設置等

頁	現 行(令和6年5月修正)	修正案																
地-130	<p>第2章 市災害対策本部の設置等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合、国はその旨を公表する。その場合、市、県及び防災関係機関は、救急・救助・消火部隊等の受入れ・派遣準備や物資の点検等、後発地震に備え必要な準備行動等を行う。</p> <p>なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は準備体制の解除を発表する。その場合、市、県及び防災関係機関は準備行動を終了する。</p>	<p>第2章 市の対策活動</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合、国はその旨を公表する。その場合、市、県及び防災関係機関は、救急・救助・消火部隊等の受入れ・派遣準備や物資の点検等、後発地震に備え必要な準備行動等を行う。</p> <p>なお、国は南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う政府としての特別な呼び掛けを終了とする場合、その旨を発表する。その場合、市、県及び防災関係機関は準備行動を終了する。</p>																
地-130	<p>第1節 南海トラフ地震臨時情報時の体制</p> <p>1 基本方針</p>	<p>〔削除〕</p> <p>1 基本方針</p>																
地-130	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担 当</td> <td>本 部 事 務 局 関 係 各 局</td> <td>—</td> <td>南海トラフ地震臨時情報の把握と体制の整備に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担 当	本 部 事 務 局 関 係 各 局	—	南海トラフ地震臨時情報の把握と体制の整備に関すること。	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担 当</td> <td>本 部 事 務 局 関 係 各 局</td> <td>—</td> <td>南海トラフ地震臨時情報の把握と体制の整備に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担 当	本 部 事 務 局 関 係 各 局	—	南海トラフ地震臨時情報の把握と体制の整備に関すること。
	担 当 部 署	時期	項 目															
市担 当	本 部 事 務 局 関 係 各 局	—	南海トラフ地震臨時情報の把握と体制の整備に関すること。															
	担 当 部 署	時期	項 目															
市担 当	本 部 事 務 局 関 係 各 局	—	南海トラフ地震臨時情報の把握と体制の整備に関すること。															

相模原市地域防災計画（地震災害策計画編 第2款 南海トラフ地震対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1182 264 1279 357"></td> <td data-bbox="1279 264 1509 304">本部事務局</td> <td data-bbox="1509 264 1606 304">二</td> <td data-bbox="1606 264 2040 357">南海トラフ地震臨時情報の収集、伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 304 1279 357">消 防 局</td> <td data-bbox="1279 304 1509 357"></td> <td data-bbox="1509 304 1606 357">二</td> <td data-bbox="1606 304 2040 357"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 357 1279 450">気 象 庁</td> <td data-bbox="1279 357 1509 450"></td> <td data-bbox="1509 357 1606 450">二</td> <td data-bbox="1606 357 2040 450">南海トラフ地震臨時情報の発表に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 450 1279 541">関係機関</td> <td data-bbox="1279 450 1509 541">その他の防災関係機関</td> <td data-bbox="1509 450 1606 541">二</td> <td data-bbox="1606 450 2040 541">南海トラフ地震臨時情報の伝達に関すること。</td> </tr> </table>		本部事務局	二	南海トラフ地震臨時情報の収集、伝達に関すること。	消 防 局		二		気 象 庁		二	南海トラフ地震臨時情報の発表に関すること。	関係機関	その他の防災関係機関	二	南海トラフ地震臨時情報の伝達に関すること。
	本部事務局	二	南海トラフ地震臨時情報の収集、伝達に関すること。															
消 防 局		二																
気 象 庁		二	南海トラフ地震臨時情報の発表に関すること。															
関係機関	その他の防災関係機関	二	南海トラフ地震臨時情報の伝達に関すること。															
地-130	<p>〔新設〕※「3章 第1節 2 南海トラフ地震臨時情報の伝達経路」から移行</p>	<p><u>3 南海トラフ地震臨時情報の伝達経路</u> <u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、情報に付記されるキーワードに応じて、次の系統図により行う。</u></p>  <pre> graph LR A[気象庁] --> B[消防庁] A --> C[横浜地方気象台] B --> D[県] C --> D D --> E[危機管理局] E --> F[市民・自主防災組織] E --> G[関係各局] </pre>																
地-130	<p>3 南海トラフ地震臨時情報時の体制 市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、事態の推移に伴い、速やかに必要な対策が行えるよう、それぞれ体制を整備する。</p>	<p><u>4 南海トラフ地震臨時情報時の体制</u> 市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、事態の推移に伴い、速やかに必要な対策が行えるよう、それぞれ体制を整備する。 <u>なお、危機管理監は、状況により必要と認められるときは、基準と異なる動員を発令することができる。</u></p>																

頁	現 行（令和6年5月修正）				修正案							
	キーワード	情報の性質		想定される市の体制	キーワード	情報の性質		想定される市の体制				
	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔略〕				
	南海トラフ地震警戒	発生後 2時間後 発表	半割れケース	【災害対策本部体制】	南海トラフ地震 注意	発生後 2時間後 発表	<u>一部割れケ ース ゆっくりす べりケース</u>	【 地震災害初動体制 】				
	巨大地震注意		一部割れケ ース ゆっくりすべ りケース	【地震災害警戒本部体制】	巨大地震 警戒		<u>半割れケ ース</u>	【 地震災害警戒本部体制 】				
	調査終了			【体制解除】	調査終了			【 通常体制 】				
	〔新設〕				<p><u>（1）地震災害初動体制（レベル1）</u> 危機管理監は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、次の基準に従って職員を動員し、地震災害初動体制（レベル1）を確立する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">配 備 基 準</th> <th style="text-align: center;">参 集 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> <u>（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</u> <u>（2）その他危機管理監が必要と認めるとき。</u> </td> <td style="text-align: center;">危機管理監の指示により参集</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（2）地震災害警戒本部体制（レベル2）</u> 危機管理監は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、次の基準に従って地震災害警戒本部を設置し、職員を動員す</p>				配 備 基 準	参 集 方 法	<u>（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</u> <u>（2）その他危機管理監が必要と認めるとき。</u>	危機管理監の指示により参集
配 備 基 準	参 集 方 法											
<u>（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</u> <u>（2）その他危機管理監が必要と認めるとき。</u>	危機管理監の指示により参集											

相模原市地域防災計画（地震災害策計画編 第2款 南海トラフ地震対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案				
		<p><u>ることができる。なお、地震災害警戒本部の組織、事務等は、災害対策本部に準ずるものとし、地震災害警戒本部長は危機管理監とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1245 336 2074 584"> <thead> <tr> <th data-bbox="1245 336 1677 378">設 置 基 準</th> <th data-bbox="1677 336 2074 378">参 集 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1245 378 1677 584"> <p><u>(1)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</u></p> <p><u>(2)その他危機管理監が必要と認めるとき。</u></p> </td> <td data-bbox="1677 378 2074 584"> <p>危機管理監の指示により参集</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(3)各体制の配備人数及び配備体制</u> 各体制における配備人員及び配備体制は、相模原市災害対策本部要綱に定める。</p>	設 置 基 準	参 集 方 法	<p><u>(1)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</u></p> <p><u>(2)その他危機管理監が必要と認めるとき。</u></p>	<p>危機管理監の指示により参集</p>
設 置 基 準	参 集 方 法					
<p><u>(1)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</u></p> <p><u>(2)その他危機管理監が必要と認めるとき。</u></p>	<p>危機管理監の指示により参集</p>					
地-130	<p>第2節 市災害対策本部の設置</p> <p>1 実施主体</p> <p>2 市災害対策本部の設置及び廃止</p>	<p><u>〔削除〕</u></p>				
地-131	<p>3 市災害対策本部の業務</p> <p>市災害対策本部は、次の業務を実施する。</p>	<p><u>5 地震災害初動体制及び地震災害警戒本部体制時の業務</u></p> <p><u>〔削除〕</u></p>				
地-132	<p>4 市災害対策本部の組織及び運営</p> <p>市災害対策本部の組織及び運営は、相模原市災害対策本部条例及び相模原市災害対策本部要綱に定めるところによる。</p>	<p><u>〔削除〕</u></p>				

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
地-132	<p>5 職員の参集体制</p> <p>危機管理局は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、情報に付記されるキーワードに応じて、事前の応急対策に要する職員の動員を行う。</p> <p>ア 勤務時間内</p> <p>本庁：庁内放送、電話等による。</p> <p>出先機関：電話、デジタル地域防災無線等による。</p> <p>イ 勤務時間外、週休日等</p> <p>勤務時間外の連絡については、職員参集システム、災害対策本部からの電話とする。通信不能の場合には、職員はテレビ、ラジオ、広報車等により情報の収集に積極的に努め、参集する。</p> <p><u>〔新設〕</u></p>	<p>6 <u>動員指令の伝達</u>体制</p> <p>危機管理局は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、情報に付記されるキーワードに応じて、事前の応急対策に要する職員の動員を行う。</p> <p><u>（1）勤務時間内</u></p> <p><u>勤務時間内の連絡については、全庁掲示板、職員参集システム等とする。</u></p> <p><u>（2）勤務時間外、週休日等</u></p> <p>勤務時間外の連絡については、職員参集システム等とする。通信不能の場合には、職員はテレビ、<u>ラジオ等</u>により情報の収集に積極的に努め、参集する。</p> <p style="text-align: center;"><u>＜動員指令伝達系統図＞</u></p> <pre> graph TD A[本部長（動員決定）] --> B[本部事務局] A --> C[本部連絡員] B --> D[区本部事務局] B --> E[本部長・副本部長] C --> F[所属長] C --> G[職員] D --> H[所属長] D --> I[職員] E --> J[区本部長・区副本部長] </pre>

第3章 巨大地震警戒時等の措置に関する事項

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
地-133	第1節 南海トラフ地震臨時情報の伝達	<u>〔削除〕※「2章 市の対策活動」に移行</u>
地-133	第2節 南海トラフ地震臨時情報の広報	<u>〔削除〕※「3章 第1節 基本的な防災対応」に移行</u>
地-133	<p>第3節 事前避難対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震等の発生に備えた</p>	<p>第<u>1</u>節 <u>基本的な防災対応</u></p> <p>1 基本方針</p> <p>南海トラフ地震臨時情報 <u>（巨大地震注意又は巨大地震警戒）</u> が発表され</p>

頁	現 行(令和6年5月修正)	修正案																																																														
	防災体制をとる	た場合、後発地震等の発生に備えた防災体制をとる。 <u>なお、広報活動については、市が保有する広報手段を活用するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて市民に正しい情報を提供し、混乱の未然防止に努める。</u>																																																														
地-133	<p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="271 421 1084 1038"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当部署</th> <th>時期</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市担当</td> <td>本部事務局</td> <td>—</td> <td>事前避難対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市長公室</td> <td>—</td> <td>広報活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>—</td> <td>避難誘導、避難所の開設に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">避難誘導、広報活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> </tr> <tr> <td>関係各局</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">事前避難対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>警察署</td> <td>—</td> <td>避難路の通行確保、避難誘導、広報活動、避難者の保護等に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担当部署	時期	項目	市担当	本部事務局	—	事前避難対策に関すること。	市長公室	—	広報活動に関すること。	区本部	—	避難誘導、避難所の開設に関すること。	消防局	—	避難誘導、広報活動に関すること。	消防団	関係各局	—	事前避難対策に関すること。	区本部	関係機関	警察署	—	避難路の通行確保、避難誘導、広報活動、避難者の保護等に関すること。	<p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1232 421 2085 1437"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当部署</th> <th>時期</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">市担当</td> <td><u>本部事務局</u></td> <td rowspan="2">二</td> <td rowspan="2"><u>広報活動及び広報活動における情報通信システムの活用に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>市長公室</u></td> </tr> <tr> <td>本部事務局</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">事前避難対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>関係各局</u></td> </tr> <tr> <td><u>区本部</u></td> </tr> <tr> <td>市長公室</td> <td>—</td> <td><u>報道機関との連絡調整</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>市長公室</u></td> <td rowspan="3">二</td> <td rowspan="3"><u>広報活動における災害時要援護者への配慮に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>市民局</u></td> </tr> <tr> <td><u>健康福祉局</u></td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>—</td> <td>避難誘導、避難所の開設に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">避難誘導、広報活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> </tr> <tr> <td><u>関係各局</u></td> <td>二</td> <td><u>後発地震の発生に備えた体制の整備及び被害を軽減するための予防措置に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>関係</td> <td>警察署</td> <td>—</td> <td>避難路の通行確保、避難誘導、広</td> </tr> </tbody> </table>		担当部署	時期	項目	市担当	<u>本部事務局</u>	二	<u>広報活動及び広報活動における情報通信システムの活用に関すること。</u>	<u>市長公室</u>	本部事務局	—	事前避難対策に関すること。	<u>関係各局</u>	<u>区本部</u>	市長公室	—	<u>報道機関との連絡調整</u> に関すること。	<u>市長公室</u>	二	<u>広報活動における災害時要援護者への配慮に関すること。</u>	<u>市民局</u>	<u>健康福祉局</u>	区本部	—	避難誘導、避難所の開設に関すること。	消防局	—	避難誘導、広報活動に関すること。	消防団	<u>関係各局</u>	二	<u>後発地震の発生に備えた体制の整備及び被害を軽減するための予防措置に関すること。</u>	関係	警察署	—	避難路の通行確保、避難誘導、広
	担当部署	時期	項目																																																													
市担当	本部事務局	—	事前避難対策に関すること。																																																													
	市長公室	—	広報活動に関すること。																																																													
	区本部	—	避難誘導、避難所の開設に関すること。																																																													
	消防局	—	避難誘導、広報活動に関すること。																																																													
	消防団																																																															
	関係各局	—	事前避難対策に関すること。																																																													
区本部																																																																
関係機関	警察署	—	避難路の通行確保、避難誘導、広報活動、避難者の保護等に関すること。																																																													
	担当部署	時期	項目																																																													
市担当	<u>本部事務局</u>	二	<u>広報活動及び広報活動における情報通信システムの活用に関すること。</u>																																																													
	<u>市長公室</u>																																																															
	本部事務局	—	事前避難対策に関すること。																																																													
	<u>関係各局</u>																																																															
	<u>区本部</u>																																																															
	市長公室	—	<u>報道機関との連絡調整</u> に関すること。																																																													
	<u>市長公室</u>	二	<u>広報活動における災害時要援護者への配慮に関すること。</u>																																																													
	<u>市民局</u>																																																															
	<u>健康福祉局</u>																																																															
	区本部	—	避難誘導、避難所の開設に関すること。																																																													
	消防局	—	避難誘導、広報活動に関すること。																																																													
	消防団																																																															
	<u>関係各局</u>	二	<u>後発地震の発生に備えた体制の整備及び被害を軽減するための予防措置に関すること。</u>																																																													
関係	警察署	—	避難路の通行確保、避難誘導、広																																																													

相模原市地域防災計画（地震災害策計画編 第2款 南海トラフ地震対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和6年5月修正)	修正案			
		機 関			報活動、避難者の保護等に関する こと。 <u>広報活動及び相互協力に関する こと。</u>
地-133	<p>3 市民等における南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行うよう市民等に周知する。</p> <p>(1) 巨大地震警戒対応（半割れケース）</p> <p>ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、次のような対応を行う。</p> <p>ウ 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行う。</p> <p>エ 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</p> <p>(2) 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）</p>		<p><u>南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた基本的な</u>防災対応</p> <p>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される後発地震の発生を想定し、<u>次のような防災対応を行う。</u></p> <p>(1) 巨大地震警戒対応（半割れケース）</p> <p><u>[削除]</u></p> <p><u>ア</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼び<u>掛</u>けに応じ、次のような対応を行う。</p> <p><u>イ</u> 最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、次項の巨大地震注意対応を行う。</p> <p><u>ウ</u> 2週間経過後は、国からの呼び<u>掛</u>けに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</p> <p>(2) 巨大地震注意対応（一部割れケース、ゆっくりすべりケース）</p>	二	
地-134					

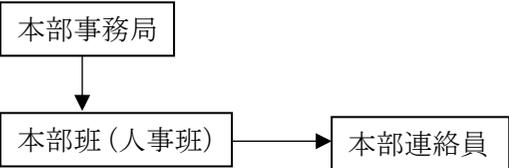
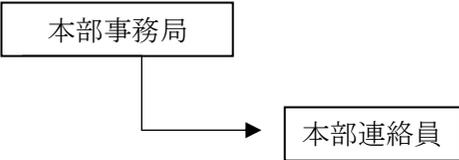
頁	現 行(令和6年5月修正)	修正案						
	<p>ア 発生直後、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、状況に応じて防災対応を準備・開始する。</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間）を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの確認等の対応を行う。</p> <p>ウ 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</p>	<p><u>【削除】</u></p> <p><u>ア</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出た場合、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間）を基本に、国からの呼び<u>掛</u>けに応じ、日頃からの地震への備えの確認等の対応を行う。</p> <p><u>イ</u> 1週間経過後は、国からの呼び<u>掛</u>けに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</p>						
地-134	<p><u>〔新設〕 ※「3章 第2節 南海トラフ地震臨時情報の広報」から移行</u></p>	<p><u>4 広報活動体制</u></p> <p><u>本部事務局、市長公室及び関係各局は、市民、市内滞在者等に対する広報を確実、迅速かつ広範に伝達するため、次の広報事項について有効な手段を用いて広報活動を行う。なお、市民への広報を実施するに当たっては、視覚・聴覚障害者や外国人への配慮を行い、的確かつ迅速に行う。</u></p> <p><u>また、市長公室は、市民に正確かつ迅速な情報の周知を行うため、報道機関へ情報の提供を行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="1211 991 2130 1414"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 991 1296 1050">キーワード</th> <th data-bbox="1296 991 1509 1050">広報事項</th> <th data-bbox="1509 991 2130 1050">広報手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 1050 1296 1414">南海トラフ地震臨時情報</td> <td data-bbox="1296 1050 1509 1414">巨大地震注意</td> <td data-bbox="1509 1050 2130 1414"> (1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) 防災アプリ (7) 市ホームページ (8) tvk データ放送 (9) 相模原市LINE 公 </td> </tr> </tbody> </table>	キーワード	広報事項	広報手段	南海トラフ地震臨時情報	巨大地震注意	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) 防災アプリ (7) 市ホームページ (8) tvk データ放送 (9) 相模原市LINE 公
キーワード	広報事項	広報手段						
南海トラフ地震臨時情報	巨大地震注意	(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) 防災アプリ (7) 市ホームページ (8) tvk データ放送 (9) 相模原市LINE 公						

頁	現 行(令和6年5月修正)	修正案										
			<p>巨大地震警戒</p>	<p>式アカウント</p> <p>(1) ひばり放送 (2) CATV (3) ラジオ放送 (4) 防災メール (5) 市災害情報X (6) 防災アプリ (7) 市ホームページ (8) tvk データ放送 (9) 相模原市LINE 公式アカウント (10) 広報車等</p>								
地-135	<p>[新設] ※「3章 第2節 南海トラフ地震臨時情報の広報」から移行</p>	<p>5 広報の重点事項</p> <p>次の事項を重点事項として市民への広報を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1211 858 2134 1402"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 858 1294 919"></th> <th data-bbox="1294 858 1509 919">キーワード</th> <th data-bbox="1509 858 2134 919">重点事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 919 1294 1161" rowspan="2">南海トラフ地震臨時情報</td> <td data-bbox="1294 919 1509 1161">巨大地震注意</td> <td data-bbox="1509 919 2134 1161"> <p>(1) 家族との安否確認手段の確認をすること。</p> <p>(2) 家具等の転倒・落下防止措置の確認をすること。</p> <p>(3) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。</p> <p>(4) その他生活関連情報など、市民が必要とする情報を広報すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 1161 1509 1402">巨大地震警戒</td> <td data-bbox="1509 1161 2134 1402"> <p>(1) 家族との安否確認手段の確認をすること。</p> <p>(2) 家具等の転倒・落下防止措置の確認をすること。</p> <p>(3) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。</p> <p>(4) 食料品、飲料水等の持ち出しの準備をすること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>				キーワード	重点事項	南海トラフ地震臨時情報	巨大地震注意	<p>(1) 家族との安否確認手段の確認をすること。</p> <p>(2) 家具等の転倒・落下防止措置の確認をすること。</p> <p>(3) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。</p> <p>(4) その他生活関連情報など、市民が必要とする情報を広報すること。</p>	巨大地震警戒	<p>(1) 家族との安否確認手段の確認をすること。</p> <p>(2) 家具等の転倒・落下防止措置の確認をすること。</p> <p>(3) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。</p> <p>(4) 食料品、飲料水等の持ち出しの準備をすること。</p>
	キーワード	重点事項										
南海トラフ地震臨時情報	巨大地震注意	<p>(1) 家族との安否確認手段の確認をすること。</p> <p>(2) 家具等の転倒・落下防止措置の確認をすること。</p> <p>(3) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。</p> <p>(4) その他生活関連情報など、市民が必要とする情報を広報すること。</p>										
	巨大地震警戒	<p>(1) 家族との安否確認手段の確認をすること。</p> <p>(2) 家具等の転倒・落下防止措置の確認をすること。</p> <p>(3) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。</p> <p>(4) 食料品、飲料水等の持ち出しの準備をすること。</p>										

相模原市地域防災計画（地震災害策計画編 第2款 南海トラフ地震対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和6年5月修正)	修正案
		<p><u>(5) 屋内のできるだけ安全な場所で生活すること。</u></p> <p><u>(6) 危険な場所にできるだけ近づかないようにすること。</u></p> <p><u>(7) その他生活関連情報など、市民が必要とする情報を広報すること。</u></p>
地-135	<p>4 後発地震等に備えた事前避難</p> <p>(1) 本部長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、ライフラインや流通機能が稼働していることを踏まえ、地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない市民等に対して次の事項の周知に努める。</p> <p>(2) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、後発地震の発生に備え、避難所の確保に努める。</p> <p><u>[新設]</u></p>	<p><u>6 後発地震等に備えた対応</u></p> <p>(1) <u>本部事務局、市長公室及び関係各局</u>は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、ライフラインや流通機能が稼働している<u>と想定されることから「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、後発地震発生前の事前避難に関して、</u>次の事項の周知に努める。</p> <p>(2) <u>本部事務局及び区本部</u>は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、後発地震の発生に備え、<u>早急に避難所等を開設できる体制の確保に努め、必要に応じて避難所を開設する。</u></p> <p>(3) <u>本部事務局、区本部及び関係各局は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合、後発地震発生時に迅速な対応ができるよう体制を整備するとともに、所管する施設等において被害を軽減できるよう予防措置をとる。</u></p>
地-136	第4節 児童・生徒等保護対策	第 <u>2</u> 節 児童・生徒等保護対策
地-137	第5節 消防対策	第 <u>3</u> 節 消防対策
地-139	第6節 警備対策	第 <u>4</u> 節 警備対策
地-140	第7節 ライフライン・交通対策 1 実施主体	第 <u>5</u> 節 ライフライン・交通対策 1 実施主体 <u>(巨大地震警戒発表時)</u>
地-141	第8節 保健医療救護対策及び社会福祉施設対策 1 実施主体	第 <u>6</u> 節 保健医療救護対策及び社会福祉施設対策 1 実施主体 <u>(巨大地震警戒発表時)</u>

第1章 市災害対策本部活動

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																														
風-7	第2節 動員体制 5 動員指令の伝達体制 <動員指令伝達系統図> 	第2節 動員体制 5 動員指令の伝達体制 <動員指令伝達系統図> 																														
風-10	第3節 気象警報・注意報 5 注意報、警報等の種類及び発表基準等 (1) 注意報、警報の種類及び発表基準 <table border="1" data-bbox="201 750 1142 1228"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準要素</th> <th>注意報</th> <th>警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準^(※2)</td> <td>85 以上</td> <td>129 以上</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>流域雨量指数基準^(※3)</td> <td>各流域で以下の基準以上 鳩川=12.3 串川= 7.2 境川=14.8</td> <td>各流域で以下の基準以上 鳩川=15.4 串川= 9 境川=18.6</td> </tr> </tbody> </table>	種類	基準要素	注意報	警報	大雨	[略]	[略]	[略]	土壌雨量指数基準 ^(※2)	85 以上	129 以上	洪水	流域雨量指数基準 ^(※3)	各流域で以下の基準以上 鳩川=12.3 串川= 7.2 境川=14.8	各流域で以下の基準以上 鳩川=15.4 串川= 9 境川=18.6	第3節 気象警報・注意報 5 注意報、警報等の種類及び発表基準等 (1) 注意報、警報の種類及び発表基準 <table border="1" data-bbox="1187 750 2128 1228"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準要素</th> <th>注意報</th> <th>警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大雨</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準^(※2)</td> <td>85 以上</td> <td><u>128</u> 以上</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>流域雨量指数基準^(※3)</td> <td>各流域で以下の基準以上 鳩川=<u>12.4</u> 串川= 7.2 <u>道保川=4.1</u> 境川=14.8</td> <td>各流域で以下の基準以上 鳩川=<u>15.6</u> 串川= 9 <u>道保川=5.1</u> 境川=18.6</td> </tr> </tbody> </table>	種類	基準要素	注意報	警報	大雨	[略]	[略]	[略]	土壌雨量指数基準 ^(※2)	85 以上	<u>128</u> 以上	洪水	流域雨量指数基準 ^(※3)	各流域で以下の基準以上 鳩川= <u>12.4</u> 串川= 7.2 <u>道保川=4.1</u> 境川=14.8	各流域で以下の基準以上 鳩川= <u>15.6</u> 串川= 9 <u>道保川=5.1</u> 境川=18.6
種類	基準要素	注意報	警報																													
大雨	[略]	[略]	[略]																													
	土壌雨量指数基準 ^(※2)	85 以上	129 以上																													
洪水	流域雨量指数基準 ^(※3)	各流域で以下の基準以上 鳩川=12.3 串川= 7.2 境川=14.8	各流域で以下の基準以上 鳩川=15.4 串川= 9 境川=18.6																													
種類	基準要素	注意報	警報																													
大雨	[略]	[略]	[略]																													
	土壌雨量指数基準 ^(※2)	85 以上	<u>128</u> 以上																													
洪水	流域雨量指数基準 ^(※3)	各流域で以下の基準以上 鳩川= <u>12.4</u> 串川= 7.2 <u>道保川=4.1</u> 境川=14.8	各流域で以下の基準以上 鳩川= <u>15.6</u> 串川= 9 <u>道保川=5.1</u> 境川=18.6																													

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

		各流域で以下の基準以上 鳩川＝(6, 12.3) 境川＝(6, 14.8) 相模川＝(10, 43.5) 串川＝(6, 7.2)	各流域で以下の基準以上 境川＝(9, 16.7) 相模川＝(13, 61.2) 串川＝(9, 8.2)			各流域で以下の基準以上 鳩川＝(6, 12.4) 境川＝(6, 14.8) 相模川＝(10, 45.4) 串川＝(6, 7.2)	各流域で以下の基準以上 境川＝(9, 16.7) 相模川＝(13, 70.8) 串川＝(9, 8.2)
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
《出典：警報・注意報発表基準一覧表（相模原市）（令和5年6月8日）》				《出典：警報・注意報発表基準一覧表（相模原市）（令和6年5月23日）》			
風-12	(4) 防災気象情報 イ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報 全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」がある。特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続く可能性があるとして予測されたときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する神奈川県気象情報」という表題の気象情報により府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表する。 また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高い場合に、気象庁が気象情報において、半日程度前から地方予報区単位等（例：関東甲信地方）で呼びかけを行う。			(4) 防災気象情報 イ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報 全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」がある。特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼び掛ける場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続く可能性があるとして予測されたときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する神奈川県気象情報」という表題の気象情報により府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表する。 また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高い場合に、気象庁が気象情報において、半日程度前から 府県 単位等（例： 神奈川県 ）で呼びかけを行う。			

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

風-23	第6節 通信の運用 3 消防救急無線の運用 (1) 無線局の種別 <table border="1" data-bbox="271 339 1070 659"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>設置・配置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基地局</td> <td>消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中継局</td> <td>三角山（青野原山中）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		設置・配置場所	基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山	中継局		三角山（青野原山中）	[略]	[略]	[略]	第6節 通信の運用 3 消防救急無線の運用 (1) 無線局の種別 <table border="1" data-bbox="1249 339 2049 659"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>設置・配置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基地局</td> <td>消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル <u>〔削除〕</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">中継局</td> <td>三角山（青野原山中）、<u>小仏城山</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		設置・配置場所	基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル <u>〔削除〕</u>	中継局		三角山（青野原山中）、 <u>小仏城山</u>	[略]	[略]	[略]
種 別		設置・配置場所																								
基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山																								
中継局		三角山（青野原山中）																								
[略]	[略]	[略]																								
種 別		設置・配置場所																								
基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル <u>〔削除〕</u>																								
中継局		三角山（青野原山中）、 <u>小仏城山</u>																								
[略]	[略]	[略]																								
風-27	第7節 災害情報の収集伝達 4 被害調査 (1) 住家等被害調査	第7節 災害情報の収集伝達 4 被害調査 (1) 住家等被害 <u>認定</u> 調査																								
風-31	第8節 災害時の広報・広聴 5 広報の方法 (2) 報道関係機関等との連携 ア 放送機関への要請 日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川への放送要請等については、県地域防災計画による放送協定に基づき県を通じて行う。また、放送協定に基づき災害情報の放送要請を協定締結団体へ行い、市民へ災害情報を提供する。	第8節 災害時の広報・広聴 5 広報の方法 (2) 報道関係機関等との連携 ア 放送機関への要請 日本放送協会横浜放送局、 <u>(株)アール・エフ・ラジオ日本への放送要請等については</u> 、県地域防災計画による放送協定に基づき県を通じて行う。また、放送協定に基づき災害情報の放送要請を協定締結団体へ行い、市民へ災害情報を提供する。																								

第2章 水防活動

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																		
風-43	<p>第2節 風水害警戒本部体制における活動</p> <p>4 風水害警戒本部体制における洪水防御活動</p> <p>(2) 水防警報</p> <p style="text-align: center;">＜水防警報の種類、内容及び発表基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待 機</td> <td> <p>1 出水又は水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</p> </td> <td> <p>気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。</p> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">《出典：神奈川県水防計画（令和5年4月）》</p>	種 類	内 容	発 表 基 準	待 機	<p>1 出水又は水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</p>	<p>気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。</p>	[略]	[略]	[略]	<p>第2節 風水害警戒本部体制における活動</p> <p>4 風水害警戒本部体制における洪水防御活動</p> <p>(2) 水防警報</p> <p style="text-align: center;">＜水防警報の種類、内容及び発表基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待 機</td> <td> <p>1 出水又は水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</p> </td> <td> <p>防災気象情報及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。</p> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">《出典：神奈川県水防計画（令和6年5月）》</p>	種 類	内 容	発 表 基 準	待 機	<p>1 出水又は水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</p>	<p>防災気象情報及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。</p>	[略]	[略]	[略]
種 類	内 容	発 表 基 準																		
待 機	<p>1 出水又は水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</p>	<p>気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。</p>																		
[略]	[略]	[略]																		
種 類	内 容	発 表 基 準																		
待 機	<p>1 出水又は水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</p>	<p>防災気象情報及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。</p>																		
[略]	[略]	[略]																		

第4章 救出・救助・保健医療救護対策

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
風-65	<p>第3節 保健医療救護対策</p> <p>10 急性期以後の保健医療体制</p> <p><u>[新設]</u></p>	<p>第3節 保健医療救護対策</p> <p>10 急性期以後の保健医療体制</p> <p><u>(6) 栄養・食生活支援対策</u></p> <p><u>健康福祉局は、被災者への食事の安定供給と避難生活における健康状態の悪化を予防するため、特殊栄養食品の確保を含めた栄養・食生活支援活動や栄養に関する啓発、栄養相談等を行う。</u></p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

		<u>また、栄養・食生活支援活動に必要な他の自治体や団体等からの栄養士の派遣調整を行う。</u>
--	--	--

第5章 緊急輸送・交通・警備

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
風-70	<p>第2節 輸送車両等の確保対策</p> <p>5 輸送手段の確保</p> <p>（4）ヘリコプターの要請</p> <p>本部事務局は、応急対策の実施に際し空中輸送の必要を認めるときは、関係各局にヘリコプター臨時離着陸場に指定されている施設の状況を確認し、県知事を通じてヘリコプターの派遣を要請する。</p> <p>なお、指定施設以外に適地があるときは、関係各局に状況を確認の上、随時に指定する。</p>	<p>第2節 輸送車両等の確保対策</p> <p>5 輸送手段の確保</p> <p>（4）ヘリコプターの要請</p> <p>本部事務局は、応急対策の実施に際し空中輸送の必要を認めるときは、関係各局にヘリコプター臨時離着陸場に指定されている施設の状況を確認し、県知事を通じてヘリコプターの派遣を要請する<u>とともに、必要に応じて、協定締結事業者へも要請する。</u></p> <p>なお、指定施設以外に適地があるときは、関係各局に状況を確認の上、随時に指定する。</p>

第7章 避難所等の運営

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案								
風-78	<p>3 避難所の運営体制</p> <p>（3）避難所の体制</p> <p style="text-align: center;">＜避難所運営協議会の主な役割＞</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">平常時</th> <th style="width: 50%;">災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営方法の検討 ○生活ルールの作成 ○検討及びルールに基づいた訓練の実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○円滑な避難所運営 ○生活ルールの調整 ○様々な組織との連絡調整 </td> </tr> </tbody> </table>	平常時	災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営方法の検討 ○生活ルールの作成 ○検討及びルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○円滑な避難所運営 ○生活ルールの調整 ○様々な組織との連絡調整 	<p>3 避難所の運営体制</p> <p>（3）避難所の体制</p> <p style="text-align: center;">＜避難所運営協議会の主な役割＞</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">平常時</th> <th style="width: 50%;">災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営方法の検討 ○生活ルール、<u>避難所内の空間配置図、レイアウト図等</u>の作成 ○検討及びルールに基づいた訓練の実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○円滑な避難所運営 ○生活ルール、<u>避難所内の配置、レイアウト等</u>の調整 ○様々な組織との連絡調整 </td> </tr> </tbody> </table>	平常時	災害時	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営方法の検討 ○生活ルール、<u>避難所内の空間配置図、レイアウト図等</u>の作成 ○検討及びルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○円滑な避難所運営 ○生活ルール、<u>避難所内の配置、レイアウト等</u>の調整 ○様々な組織との連絡調整
平常時	災害時									
<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営方法の検討 ○生活ルールの作成 ○検討及びルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○円滑な避難所運営 ○生活ルールの調整 ○様々な組織との連絡調整 									
平常時	災害時									
<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営方法の検討 ○生活ルール、<u>避難所内の空間配置図、レイアウト図等</u>の作成 ○検討及びルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○円滑な避難所運営 ○生活ルール、<u>避難所内の配置、レイアウト等</u>の調整 ○様々な組織との連絡調整 									

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

風-80	<p>6 避難所等の運営に関する視点 (2) 避難所の運営に関する視点 避難所の運営に当たっては、被災者の安全性や良好な生活環境の確保、災害時要援護者支援、性別や年齢等にとらわれない多様な視点への配慮などの観点から、次の点に留意する。 ケ 食料の提供に当たっては食物アレルギーのある避難者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。</p>	<p>6 避難所等の運営に関する視点 (2) 避難所の運営に関する視点 避難所の運営に当たっては、被災者の安全性の確保を始め、生活環境の向上、災害時要援護者支援、性別や年齢等にとらわれない多様な視点への配慮などの観点から、次の点に留意する。 ケ 食料の提供に当たっては、栄養バランスのとれた温かい食事等の提供に努め、食物アレルギーのある避難者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。</p>
------	---	--

第12章 応急住宅対策

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																																								
風-99	<p>1 基本方針 応急仮設住宅の供与、公営住宅等への一時入居及び被災住宅の応急修理など、避難者に対して一時的に住宅を確保する。</p>	<p>1 基本方針 応急仮設住宅の供与、公営住宅等の一時提供及び被災住宅の応急修理など、避難者に対して一時的に住宅を確保する。</p>																																								
風-99	<p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="264 847 1059 1305"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市担当</td> <td>都市建設局(まちづくり推進部)</td> <td>●</td> <td>応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあっせん、住宅の応急修理に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目		[略]	[略]	[略]	市担当	都市建設局(まちづくり推進部)	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあっせん、住宅の応急修理に関すること。		[略]	[略]	[略]	関係機関	[略]	[略]	[略]	<p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1245 847 2040 1305"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市担当</td> <td>都市建設局(まちづくり推進部)</td> <td>●</td> <td>応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等の一時提供、住宅の応急修理に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目		[略]	[略]	[略]	市担当	都市建設局(まちづくり推進部)	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等の 一時提供 、住宅の応急修理に関すること。		[略]	[略]	[略]	関係機関	[略]	[略]	[略]
	担 当 部 署	時 期	項 目																																							
	[略]	[略]	[略]																																							
市担当	都市建設局(まちづくり推進部)	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等のあっせん、住宅の応急修理に関すること。																																							
	[略]	[略]	[略]																																							
関係機関	[略]	[略]	[略]																																							
	担 当 部 署	時 期	項 目																																							
	[略]	[略]	[略]																																							
市担当	都市建設局(まちづくり推進部)	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定、公営住宅等の 一時提供 、住宅の応急修理に関すること。																																							
	[略]	[略]	[略]																																							
関係機関	[略]	[略]	[略]																																							
風-99	<p>3 応急仮設住宅 (1) 建設型応急住宅</p>	<p>3 応急仮設住宅 (1) 建設型応急住宅</p>																																								

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
風-100	<p>イ 建設用地の選定 財政局は、応急仮設住宅に必要な建設用地に関する調整、確保を行い、都市建設局は、その管理を行う。 なお、応急仮設住宅の設置場所については、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な地で、交通の便、地域のコミュニティ等をも考慮して、公有地又は民有地から選定する。また、必要な場合には、市外への建設も検討する。</p> <p>ウ 規模・設計等 （ウ）生活利便施設の併設 ごみ置場、案内板、通路照明、防犯灯、集会施設など被災者の生活利便施設を併設するよう努める。</p> <p>エ 着工期間</p>	<p>イ 建設用地の選定 財政局及び都市建設局は、応急仮設住宅に必要な建設用地に関する調整、選定及び確保を行う。 なお、応急仮設住宅の設置場所については、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上好適な地で、交通の便、地域のコミュニティ等をも考慮して、公有地又は民有地から選定する。また、必要な場合には、市外への建設も検討する。</p> <p>ウ 規模・設計等 （ウ）集会所等 ごみ置場、案内板、外灯（防犯灯）、集会所など被災者が生活する上で必要な設備を設けるよう努める。</p> <p>エ 着工時期</p>
風-100	<p>4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理 （2）入居者の募集、受付及び選定 ア 募集方法 応急仮設住宅の入居希望者の募集については広報紙等により行う。その際、入居対象者、入居可能時期及び戸数、建設場所、間取り、募集期間、抽選方法及び応募方法等を明確にする。</p>	<p>4 応急仮設住宅の入居手続及び管理 （2）入居者の募集、受付及び選定 ア 募集方法 応急仮設住宅の入居希望者の募集については広報紙等により行う。その際、入居対象者、入居可能時期、<u>戸数</u>、建設場所、間取り、募集期間、抽選方法、応募方法等を明確にする。</p>
風-101	<p>（4）管 理 都市建設局は、関係各局と連携して、次の応急仮設住宅の管理を行う。 ア 管理業務 （イ）入退居管理、要望受付・処理、防火安全対策等運営面の管理 <u>〔新設〕</u> （ウ）一般住宅への転居の促進 イ 応急仮設住宅入居者へのケア</p>	<p>（4）管 理 <u>〔削除〕</u> ア 都市建設局は、応急仮設住宅の管理業務を行う。 （イ）入退居管理、要望受付 <u>（ウ）生活再建支援の窓口相談や助成制度等の周知</u> <u>（エ）一般住宅への転居の促進</u> イ 関係各局は、応急仮設住宅入居者へのケアを行う。</p>
風-101	<p>5 公営住宅等のあっせん 都市建設局は、次のように公営住宅等のあっせんを行う。 （1）公営住宅等のあっせん ア 市営住宅の空き家等を確保、あっせんする。</p>	<p>5 公営住宅等の一時提供 都市建設局は、次のように公営住宅等の一時提供を行う。 （1）公営住宅等の一時提供 ア 市営住宅の空き家を確保し、一時入居を受け入れる。</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
	<p>イ 県、県住宅供給公社、他の地方公共団体等の協力を得て、広域的に住宅を確保、あつせんする。</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>(2) 民間住宅の確保とあつせん 一時住宅の確保については、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び公営住宅等の確保とあつせんによるほか、民間住宅や事業者の社宅等の情報を提供するなど、民間住宅の確保とあつせんを行う。</p>	<p>イ 県、県住宅供給公社、他の地方公共団体等の協力を得て、広域的に住宅を確保し、<u>一時入居を受け入れる。</u></p> <p><u>ウ 供与期間は、原則6か月とする。</u></p> <p>(2) 民間住宅の確保とあつせん 一時住宅の確保については、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び公営住宅等の確保と<u>一時提供</u>によるほか、民間住宅や事業者の社宅等の情報を提供するなど、民間住宅の確保とあつせんを行う。</p>

第15章 都市機能等応急対策

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																																							
風-115	<p>第4節 水道施設の応急対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市 担 当</td> <td>財 政 局</td> <td>★</td> <td>市有施設内の給水施設の応急復旧に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 局 (保健衛生部)</td> <td>★</td> <td>神奈川県企業庁との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 局 (土木部)</td> <td>★</td> <td>簡易水道区域における給水に関すること。 簡易水道施設の応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	財 政 局	★	市有施設内の給水施設の応急復旧に関すること。	健 康 福 祉 局 (保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整に関すること。	都 市 建 設 局 (土木部)	★	簡易水道区域における給水に関すること。 簡易水道施設の応急対策に関すること。	関 係 機 関	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<p>第4節 水道施設の応急対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市 担 当</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>〔削除〕</u></td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 局 (保健衛生部)</td> <td>★</td> <td>神奈川県企業庁との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 局 (土木部)</td> <td>★</td> <td>簡易水道区域における給水に関すること。 簡易水道施設の応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>関 係 各 局</u></td> <td>★</td> <td><u>所管する市有施設内の給水施設の応急復旧に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	<u>〔削除〕</u>			健 康 福 祉 局 (保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整に関すること。	都 市 建 設 局 (土木部)	★	簡易水道区域における給水に関すること。 簡易水道施設の応急対策に関すること。	<u>関 係 各 局</u>	★	<u>所管する市有施設内の給水施設の応急復旧に関すること。</u>	関 係 機 関	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	担 当 部 署	時期	項 目																																						
市 担 当	財 政 局	★	市有施設内の給水施設の応急復旧に関すること。																																						
	健 康 福 祉 局 (保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整に関すること。																																						
	都 市 建 設 局 (土木部)	★	簡易水道区域における給水に関すること。 簡易水道施設の応急対策に関すること。																																						
関 係 機 関	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																						
	担 当 部 署	時期	項 目																																						
市 担 当	<u>〔削除〕</u>																																								
	健 康 福 祉 局 (保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整に関すること。																																						
	都 市 建 設 局 (土木部)	★	簡易水道区域における給水に関すること。 簡易水道施設の応急対策に関すること。																																						
	<u>関 係 各 局</u>	★	<u>所管する市有施設内の給水施設の応急復旧に関すること。</u>																																						
関 係 機 関	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																						

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

風-115	6 水道施設の応急復旧 (2) 財政局は、市有施設内の給水施設について、協定締結団体に要請し、 応急復旧を行う。	6 水道施設の応急復旧 (2) 関係各局は、所管する 市有施設内の給水施設について、 速やかに 応急 復旧を行う。
-------	--	---

第17章 孤立対策

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
風-133	4 ヘリコプターの要請 本部長は、孤立地区の状況が不明又は支援が必要な場合は、県を通じて 自衛隊等へ、ヘリコプターの出動を要請する。 また、ヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、孤立地区のヘリ コプター着陸可能場所の資料等を用いて、県、自衛隊等とヘリコプターの 運航計画を協議する。 相模川沿いなど、渡河による避難が可能な場合は、消防・自衛隊にボー ト又は自走架柱橋の出動を要請する。	4 ヘリコプターの要請 本部長は、孤立地区の状況が不明又は支援が必要な場合は、県を通じて 自衛隊等へ、ヘリコプターの出動を要請する とともに、必要に応じて、協 定締結事業者へも要請する。 また、ヘリコプター臨時離着陸場を開設するとともに、孤立地区のヘリ コプター着陸可能場所の資料等を用いて、県、自衛隊等とヘリコプター の運航計画を協議する。 相模川沿いなど、渡河による避難が可能な場合は、消防・自衛隊にボー ト又は自走架柱橋の出動を要請する。

第2章 市災害対策本部活動

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
風-152	<p>第4節 災害時の広報・広聴</p> <p>5 広報の方法</p> <p>（2）報道関係機関等との連携</p> <p>ア 放送機関への要請</p> <p>日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川への放送要請等については、県地域防災計画による放送協定に基づき県を通じて行う。また、放送協定に基づき災害情報の放送要請を協定締結団体へ行い、市民へ災害情報を提供する。</p>	<p>第4節 災害時の広報・広聴</p> <p>5 広報の方法</p> <p>（2）報道関係機関等との連携</p> <p>ア 放送機関への要請</p> <p>日本放送協会横浜放送局、<u>(株)アール・エフ・ラジオ日本への放送要請等については、</u>県地域防災計画による放送協定に基づき県を通じて行う。また、放送協定に基づき災害情報の放送要請を協定締結団体へ行い、市民へ災害情報を提供する。</p>

第4章 航空災害対策

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																																	
風-178	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>市 長 公 室</td> <td>★</td> <td>航空運送事業者との連絡調整等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	市 長 公 室	★	航空運送事業者との連絡調整等に関すること。	[略]	[略]	[略]	関 係 機 関	[略]	[略]	[略]	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市 担 当</td> <td><u>本 部 事 務 局</u></td> <td>★</td> <td><u>航空運送事業者（国及び民間等）との連絡調整等に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>市 長 公 室</td> <td>★</td> <td>航空運送事業者（<u>国及び在日米軍等</u>）との連絡調整等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	<u>本 部 事 務 局</u>	★	<u>航空運送事業者（国及び民間等）との連絡調整等に関すること。</u>	市 長 公 室	★	航空運送事業者（ <u>国及び在日米軍等</u> ）との連絡調整等に関すること。	[略]	[略]	[略]	関 係 機 関	[略]	[略]	[略]
	担 当 部 署	時期	項 目																																
市 担 当	市 長 公 室	★	航空運送事業者との連絡調整等に関すること。																																
	[略]	[略]	[略]																																
関 係 機 関	[略]	[略]	[略]																																
	担 当 部 署	時期	項 目																																
市 担 当	<u>本 部 事 務 局</u>	★	<u>航空運送事業者（国及び民間等）との連絡調整等に関すること。</u>																																
	市 長 公 室	★	航空運送事業者（ <u>国及び在日米軍等</u> ）との連絡調整等に関すること。																																
	[略]	[略]	[略]																																
関 係 機 関	[略]	[略]	[略]																																

第5章 危険物等災害対策

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案
風-182	<p>第1節 危険物等応急対策</p> <p>4 石油類等危険物対策</p> <p>(2) 消防局及び消防団</p> <p>エ 警戒区域を設定し、施設周辺の市民の避難誘導及び広報など、必要な措置を講ずる。</p>	<p>第1節 危険物等応急対策</p> <p>4 石油類等危険物対策</p> <p>(2) 消防局及び消防団</p> <p>エ 警戒区域を設定し、施設周辺の市民の避難誘導、<u>広報等</u>、必要な措置を講ずる。</p>
風-183	<p>5 火薬類対策</p> <p>(2) 消防局及び消防団</p> <p>イ 警戒区域を設定し、施設の周辺の市民の避難誘導、広報等、必要な措置を講ずる。</p>	<p>5 火薬類対策</p> <p>(2) 消防局及び消防団</p> <p>イ 警戒区域を設定し、<u>施設周辺</u>の市民の避難誘導、広報等、必要な措置を講ずる。</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第3款 特殊災害対策計画） 新旧対照表

風-183	<p>6 高圧ガス及び液化石油ガス対策 (2) 消防局及び消防団 ウ 警戒区域を設定し、施設の周辺の市民の避難誘導、広報、その他必要な措置を講ずる。</p>	<p>6 高圧ガス及び液化石油ガス対策 (2) 消防局及び消防団 ウ 警戒区域を設定し、施設周辺の市民の避難誘導、広報等、その他必要な措置を講ずる。</p>
-------	--	--

第2章 被災者への生活支援

頁	現 行（令和6年5月修正）	修正案																																
復-8	<p>第4節 被災者台帳の整備 2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="264 379 1059 722"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市 担 当</td> <td>都市建設局（まちづくり推進部）</td> <td>●</td> <td>応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定に関する こと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目		[略]		[略]	市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定に関する こと。		[略]		[略]	<p>第4節 被災者台帳の整備 2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1245 379 2056 722"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市 担 当</td> <td>都市建設局（まちづくり推進部）</td> <td>●</td> <td>応急仮設住宅の管理 及び入居者に関する こと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目		[略]		[略]	市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	●	応急仮設住宅の管理 及び入居者 に関する こと。		[略]		[略]
	担 当 部 署	時 期	項 目																															
	[略]		[略]																															
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	●	応急仮設住宅の管理、応急仮設住宅の入居者認定に関する こと。																															
	[略]		[略]																															
	担 当 部 署	時 期	項 目																															
	[略]		[略]																															
市 担 当	都市建設局（まちづくり推進部）	●	応急仮設住宅の管理 及び入居者 に関する こと。																															
	[略]		[略]																															